

広島市地域福祉計画
～「地域発」による福祉のまちづくり～

【改訂版】

平成21年(2009年)6月

広島市

目次

はじめに	1
第1章 地域福祉計画とは	2
1 地域福祉計画の概要	2
2 地域福祉計画の位置づけ	3
3 他の福祉分野の個別計画との関係	3
4 広島市社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」との関係	4
第2章 基本理念、目標	6
第3章 地域をどのように考えるか	8
第4章 地域における福祉サービスの適切な利用の推進 (社会福祉法第107条第1号)	10
第5章 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達 (社会福祉法第107条第2号)	11
第6章 地域福祉に関する活動への住民参加の促進 (社会福祉法第107条第3号)	12
1 住民（市民活動）と行政の関係づくり	12
2 地域の様々な活動主体の役割とネットワークづくり	16
3 困ったときに「困った」と言える環境づくり	19
4 困ったことに対応する活動づくり	24
5 活動を定着させるための環境づくり	27
6 災害時要援護者の避難支援対策の推進	33
第7章 地域における行動計画(アクションプラン)の策定と実践	34
第8章 計画のフォローアップ、ステップアップ	38

【資料編】

1 広島市の現状	42
2 国施策等の動向	49
3 地域に関わる分野別の行政施策方針	52
4 地域から見る各種行政施策	57
5 地域福祉推進実践者へのアンケート結果	65
6 災害時要援護者避難支援事業	72

はじめに

- 高齢者、障害者、子どもをはじめ、市民の誰もがその住み慣れた地域で、憩いとやすらぎのある人間らしい生活を送れるようにするためには、行政施策の充実とともに、地域住民自らが主体となり、地域団体や関係行政機関と連携し、地域の生活課題を解決するためのさまざまな取組を行っていくことが重要です。
- 本市は、平成 16 年(2004 年)5 月に、広島市地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）を策定して以降、住民主体による地域の生活課題解決の仕組みづくりのため、区役所が中心となって区社会福祉協議会や公民館と連携し、各地域で行動計画（アクションプラン）の策定や実践の取組が進むよう働きかけを行ってきました。

この結果、生活課題の解決に向けて行動計画（アクションプラン）の策定や実践の取組を始めた地域は増えてきています。平成 21 年(2009 年)3 月末現在で、全体の約 6 割にあたる 83 の地域で取組が進められていますが、まだ、全市的な広がりには至っていない状況です。

- 取組を進めている地域においては、様々な生活課題があることがわかり地域の状況が把握できた、地域の生活課題解決に向けて住民の取組が活発になっているなどの成果があがっています。

一方、次のような課題があることもわかりました。

- ・多くの住民が参加できる対話の機会を設けにくい。
- ・地域活動の担い手がなかなか育たない。
- ・地域の中にある団体だけでは限界があるので、NPO などの課題解決型(テーマ型)の活動組織との連携を図りたい。
- ・行政の制度やサービスの情報をもっと知りたい。
- ・サービスを必要としている人が潜在化しており、状況把握が難しい。

- そこで、課題解決の取組がさらに進むよう、新たな施策や充実させた施策を追加するとともに、次の三つの視点で改訂を行いました。

- (1) 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 107 条第 1 号、第 2 号が定める事項についても地域福祉計画に盛り込み、これらは高齢者、障害者、子ども等に関する福祉分野の個別計画に定めるとおりとすることを明記する。
- (2) 法制度の改正を反映させるとともに、国の通知に基づき災害時要援護者避難支援対策を追加する。
- (3) 住民が実際に地域活動に取り組む際の手引書として使えるよう、先進事例をモデルとした実践マニュアルを作成する。

第1章 地域福祉計画とは

1 地域福祉計画の概要

- 近年、少子高齢化の進行、核家族化等による家庭機能の低下、地域社会の変容等を背景として、市民の福祉ニーズが増大するとともに、多様化しています(※1)。

また、「福祉」は、これまでどちらかと言えば、社会的に弱い立場にある者に対する施策としてとらえられていましたが、今日では日々の暮らしの場である地域において、そこに住む人々が生活していく中での「何らかの支援、支え合いを必要とする課題(生活課題)」(※2)への対応も視野に入れた幅広い概念のものへと変化しています。

そのため、このような課題に対して、市が市全体を対象とした一律の切り口で、統一的な施策によって対応しようとしても、適切な対応が困難な面があります。

むしろ、こうした課題の解決は、各地域において、地域の実情を踏まえて、住民が、行政との協働、役割分担により、主体的に取り組む方が、効果的に対応できると考えられます。

- そこで、本市では、公的サービスの提供や、サービス基盤の整備などの充実に努めるとともに、日々の生活の場である地域において、地域住民自らが、様々な住民主体の活動や住民と行政との協働によって、生活課題を解決していくための仕組みの構築を目指し、地域が主体的に考えるという「地域発」の視点を基本に、「地域福祉計画」を策定しています。
- この地域福祉計画は、高齢者、障害者、子どもをはじめ、市民の誰もがその住み慣れた地域で、憩いとやすらぎのある人間らしい生活を送れるよう、福祉の視点からの「地域づくり・まちづくり」を目的としています。

※1 例えば、子育てや高齢者の身の回りのお世話の問題については、以前であれば、家庭、家族がその主たる担い手となって、親族や近隣の助けを借りながら行っていました。

しかし、核家族化の進展(三世同居の減少)による家庭機能の低下や地域のつながりの希薄化により、以前のような家庭中心の対応が難しくなり、福祉の範囲の課題として対応しなければならない問題となっています。また、ひきこもりなどの社会的な問題や、災害時の要援護者避難支援への対応の問題といった、新たな課題も発生しています。

このような課題については、次のような特色があります。

- 地域によってその内容が様々である。
- 地域を取り巻く状況により、課題の解決方法も様々である。
- 日常生活に密着したものであり、きめ細かな個別の対応が必要である。

※2 「生活課題」の例示として以下のものが考えられます。

- 長期間ひきこもって、地域や社会とのかかわりを持ってないでいること。

- 子育て中の保護者が育児に対して様々な不安を抱いていること。
- 一人暮らし高齢者が、自分一人でゴミ出し、庭の草取りや掃除ができないこと。
- 子どもが安心して過ごせる遊び場、居場所がないこと。
- 急病の場合や災害時に一人では何もできないこと。
- 認知症の症状について地域の人の理解が不十分なことから、本人や家族が孤立しがちになること。
- 相談相手、話し相手が誰もいないこと。

2 地域福祉計画の位置づけ

(1) 社会福祉法に基づく市町村地域福祉計画

地域福祉計画は、社会福祉法第 107 条に基づく市町村地域福祉計画で、地域福祉を推進するための理念や支援方策を示す計画です。また、広島市基本構想に基づき策定する広島市基本計画の地域福祉に関する部門計画と位置付けています。

○ 社会福祉法（抜粋）

（市町村地域福祉計画）

第 107 条 市町村は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 4 項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

(2) 地域コミュニティの振興に役立てる計画

地域福祉計画は、この計画に基づき、各地域において地域の様々な生活課題について、住民が、住民主体の活動や行政等との協働により主体的に解決に取り組む行動計画（アクションプラン）の策定を通じて、地域コミュニティの振興に役立てることができる計画です。

3 他の福祉分野の個別計画との関係

本市は、福祉分野の個別計画として、「広島市高齢者施策推進プラン」（平成 21 年（2009 年）2 月策定）、「広島市新障害者基本計画」（平成 19 年（2007 年）6 月策定）、「広島市新児童育成計画」（平成 17 年（2005 年）3 月策定）などを策定しています。

これらの福祉分野の個別計画は、直接それぞれの対象者やその家族などに対する公的サービス提供や、サービス基盤の整備などを示す行政計画であり、社会福祉法第 107 条において市町村地域福祉計画に定めるものとされている三つの事項のうち、主に第 1 号（地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項）及び第 2 号（地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項）

について定めています。

このため、地域福祉計画は、他の福祉分野の個別計画を内包する計画です。

4 広島市社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」との関係

社会福祉法人広島市社会福祉協議会は、「地域福祉活動計画」として平成 20 年度(2008 年度)から平成 24 年度(2012 年度)までを計画期間とする「地域福祉推進第 6 次 5 か年計画」を定め、また、区社会福祉協議会も、同じ期間を計画期間とする「区社協地域福祉活動第 5 次 5 か年計画」を定め、地区社会福祉協議会の支援や、ボランティア団体、NPO(※)との連携、支援のための方策を位置付けています。

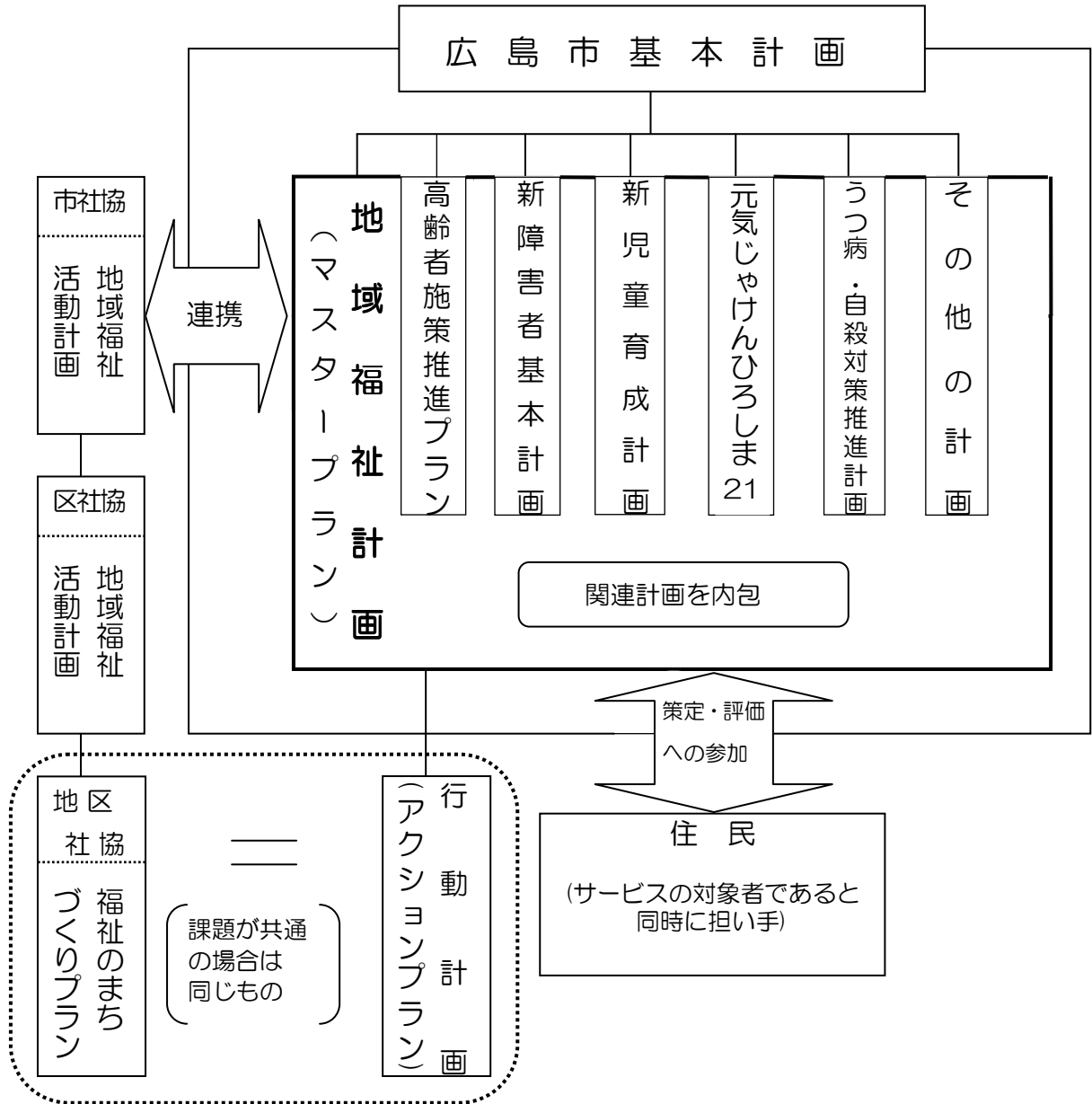
※ NPO：継続的、自発的にボランティア活動などの社会貢献活動に取り組む民間の非営利活動組織の総称。法人としての認証を受けた団体は NPO 法人。

地域福祉計画と「地域福祉活動計画」は、ともに地域福祉の推進をめざす計画である点は同じです。「地域福祉活動計画」は社会福祉協議会が中心となって住民組織や福祉関係団体等と策定した民間の福祉計画であり、行政の地域福祉計画と策定主体は異なりますが、相互に連携して地域の生活課題の解決を目指します。

なお、地区社会福祉協議会では、自分たちの活動を総合的・計画的に進めるため、3 年～5 年を期間とする「小地域活動計画（福祉のまちづくりプラン）」を策定しています。

地域福祉計画においても、おおむね小学校区を単位とする地域ごとに、「行動計画（アクションプラン）」の策定を進めます。この「行動計画（アクションプラン）」は、地域住民自らが様々な住民主体の活動や行政との協働によって生活課題を解決していくための仕組みづくりであり、解決すべき生活課題が共通であれば地区社会福祉協議会の「小地域活動計画（福祉のまちづくりプラン）」と同じものになります。この場合、「小地域活動計画（福祉のまちづくりプラン）」は、地域福祉計画の「行動計画（アクションプラン）」として機能し、地域福祉計画を推進する役割を担うものとなります。

地域福祉計画と福祉分野の個別計画等との関係図



第2章 基本理念、目標

1 基本理念

高齢者、障害者、子どもをはじめ、市民の誰もが
住み慣れた地域で、憩いとやすらぎのある
人間らしい生活を送れる地域社会の実現

2 目標 ～どういう地域を目指すのか～

(1) すべての人が一人の人として尊重され、健康で生き生きと安心して暮らせる地域

- 高齢者、障害者、子どもを含むすべての市民にとって住みよい地域をつくるためには、すべての人が地域の一員として地域の中で主体的に活動でき、尊重され、健康で生き生きと安心して生活できる地域を実現していく必要があります。
- すべての市民は、状態や場面によっては、支援する側であったり、支援される側であったりします。
地域の中では、ある場面で支援を受けている人が、別の場面では支援を行う役割を果たすといった相互関係があることが本来のあるべき姿であり、そういった関係づくりが地域の安心感、信頼感を高めていくことになります。
- このため、市は、高齢者、障害者、子どもを含むすべての市民が、役割を固定しない幅広い視点で、すべての人が一人の人として尊重され、健康で生き生きと生活できる地域づくりを行います。

☞ 私たちの日々の生活の中では、ともすれば、「助ける人が上で、助けられる人が下」というような上下関係ができ、手助けをすること自体が特別な人の特別な行為のようになってしまうことがあります。

「いまこの人が抱えている問題は、自分の問題でもあり、今は自分がたまたま困っていないだけで、いつ自分もそのことで困るかわからない。」という意識をそれぞれの市民が持てるようになれば、真の意味での対等な関係が生まれることになります。

(2) 住民が主体となる地域、それぞれの地域の特性や資源が活かされる地域（住民主体、地域主体）

- 地域福祉計画の基本理念の実現に向けて、地域住民が、自らの生活基盤である地域の生活課題を自らの課題として認識し、地域のあり方をどうするかについて考え、自ら主体的に課題の解決に取り組む地域にしていきます。
- 地域は、それぞれ固有の歴史や文化、自然環境や社会環境などを有しており、そこでの生活状況やそこから生まれてくる課題も違ってきます。
また、地域には、様々な人材や組織などの地域資源がありますが、それらの状況も地域によって違ってきます。
- 市は、それぞれの地域の特性や資源を活かした独自の活動が展開できる地域にしていきます。
また、行政もこうした地域づくりを進めていく中で、その意識を変えていき、地域福祉推進のための活動と連携しながら、その責任と役割を果たしていきます。

(3) 住民一人一人の多様でかつ変化する生活課題に、的確・柔軟に対応できる地域

- 地域の人々が、地域の生活課題に対応していくため、人材、施設、組織(団体)などの地域の資源を見出し、活用するとともに、これらの資源と行政施策等をうまく組み合わせながら地域の課題を解決し、地域福祉を推進していく地域を構築していきます。
- これらを通じて、住民一人一人の多様で、かつ変化する生活課題に的確・柔軟に対応し、すべての住民がそれぞれの立場で自立できる地域を実現します。

第3章 地域をどのように考えるか

- 「地域」は、通常は地縁的な「つながり」を基本とした場所的な意味でとらえられています。しかし、このような意味での地域にも様々な人々が住んでおり、人によっては、むしろ場所的な意味での地域を越えて「つながり」を求める場合もあります。地域福祉計画においては、市民の様々な生活課題を解決するための仕組みを構築し、すべての市民が住みやすい都市としていくために、人と人の「つながり」という視点でとらえた空間レベルも、地域ととらえています。

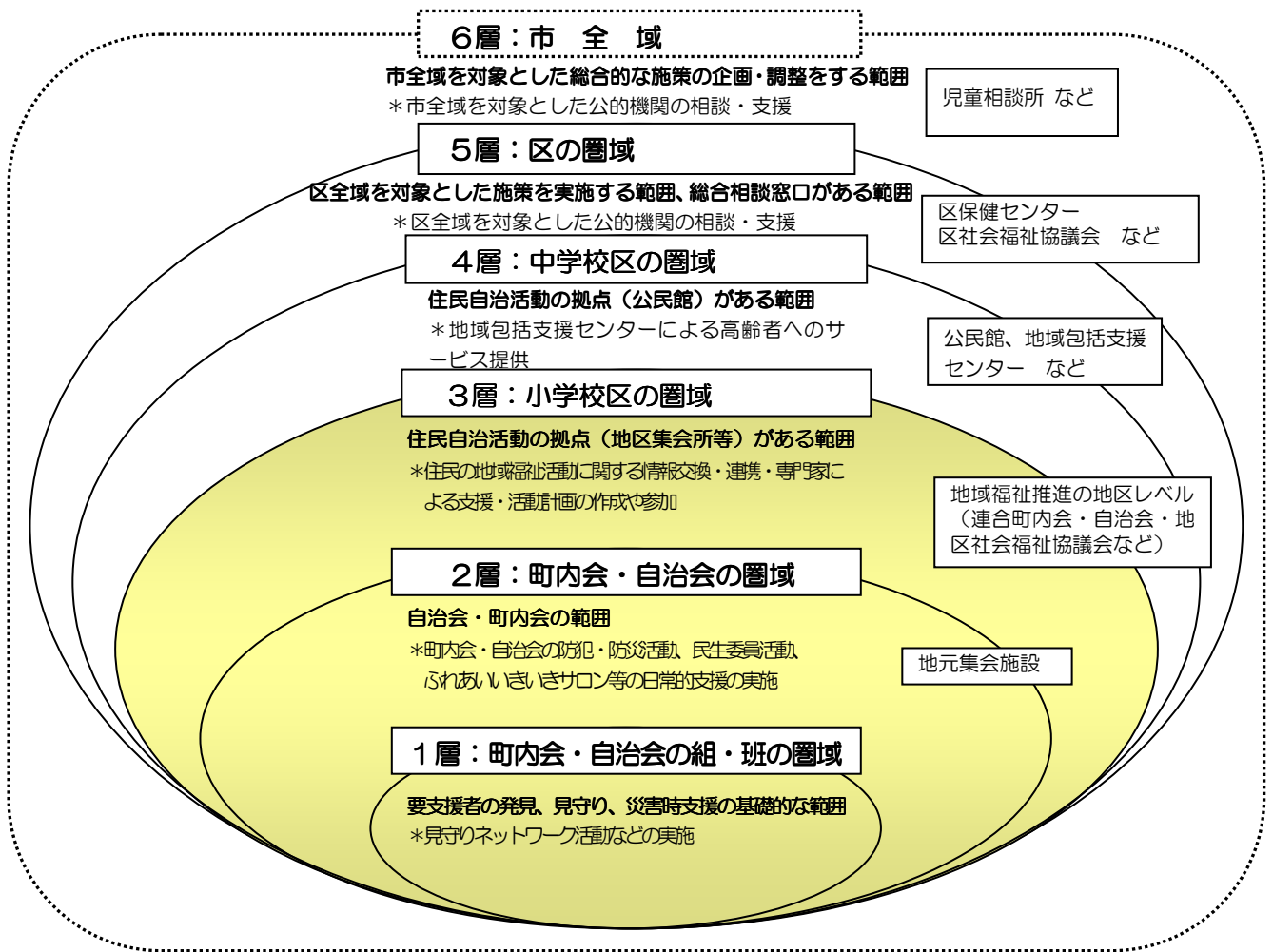
- 市民の様々な生活課題への対応については、まず、基本的には、安心感のある、住み慣れた居住の場としての地域、すなわち、比較的小規模な地域の範囲の中で考えていく必要があります。

しかしながら、地域内の取組では解決することが困難な生活課題や、そもそも地縁的な地域を越えて「つながり」を求めている人が存在しており、こうしたことに適切に対応して課題を解決していくためには、課題解決型(テーマ型)の活動が地域に取り入れられていくことや、人と人との「つながり」による取組で対応していく必要があります。

また、市民がボランティアやまちづくりなどの活動の担い手として参加する場合も、特定のテーマに関心を持っていることを契機に活動に参加する側面が多くあるものと考えられます。

- したがって、生活課題の解決については、住み慣れた居住の場としての小地域における対応だけでなく、課題の内容や「つながり」の状況によっては、このような小地域の範囲を超えたつながりによる取組が必要な場合もあり、地域のとらえ方については、重層的かつ柔軟に考える必要があります。

重層的な地域のイメージ



「これからの地域福祉のあり方に関する研究会報告書」（厚生労働省）の資料を参考に作成

第4章 地域における福祉サービスの適切な利用の推進

(社会福祉法第107条第1号)

社会福祉法第107条第1号の「地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項」には、具体的には、次の事項について定めることとされています。

- ・ 地域における福祉サービスの目標
地域生活課題に関する調査、必要とされるサービス量の調査、提供されているサービスの点検、福祉サービスの目標量の設定
- ・ 目標達成のための施策
福祉サービスを利用する地域住民に対する相談支援体制の整備、要援護者が必要なサービスを利用することができるための仕組みの確立、サービス評価やサービス内容の開示等による利用者の適切なサービス選択の確保、サービス利用に結び付いていない要援護者への対応
- ・ 利用者の権利擁護

これらについて、市は、福祉分野の個別計画において定めています。

このため、地域福祉計画における社会福祉法第107条第1号に関する事項は、次のとおりとします。

- 高齢者に関することは、広島市高齢者施策推進プランに定めるとおりとします。
- 障害者に関することは、広島市新障害者基本計画に定めるとおりとします。
- 子どもに関することは、広島市新児童育成計画に定めるとおりとします。
- 健康づくりに関することは、広島市健康づくり計画「元気じゃけんひろしま21」に定めるとおりとします。
- うつ病・自殺対策に関することは、広島市うつ病・自殺対策推進計画に定めるとおりとします。

第5章 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達

(社会福祉法第107条第2号)

社会福祉法第107条第2号の「地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項」には、次の事項について定めることとされています。

- ・ 複雑多様化した生活課題を解決するため、社会福祉を目的とする多様なサービスの振興・参入促進及びこれらと公的サービスの連携による公私協働の実現に関すること。
- ・ 福祉・保健・医療と生活に関連する他分野との連携方策

これらについて、市は、福祉分野の個別計画において定めています。

このため、地域福祉計画における社会福祉法第107条第2号に関する事項は、次のとおりとします。

- 高齢者に関することは、広島市高齢者施策推進プランに定めるとおりとします。
- 障害者に関することは、広島市新障害者基本計画に定めるとおりとします。
- 子どもに関することは、広島市新児童育成計画に定めるとおりとします。
- 健康づくりに関することは、広島市健康づくり計画「元気じゃけんひろしま21」に定めるとおりとします。
- うつ病・自殺対策に関することは、広島市うつ病・自殺対策推進計画に定めるとおりとします。

第6章 地域福祉に関する活動への住民参加の促進

(社会福祉法第 107 条第 3 号)

社会福祉法第 107 条第 3 号の「地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項」には、次の事項について定めることとされています。

- ・ 地域住民、ボランティア団体、NPO 法人等の社会福祉活動への支援
- ・ 住民等による問題関心の共有化への動機付けと意識の向上、地域福祉推進への主体的参加の促進
- ・ 地域福祉を推進する人材の養成
- ・ その他地域で地域福祉を推進する上で必要と認められる事項

このため、この章は、それぞれの地域で生活課題を解決しようとする際の、住民と行政の協働の在り方や、地域の活動主体の役割、活動方策、活動を支援する様々な施策について定めます。

1 住民(市民活動)と行政の関係づくり

(1) 住民と行政の相互協力(協働)

- 地域福祉計画は、地域住民を、地域におけるサービスの対象であると同時に、地域におけるサービスの担い手としても位置付けています。

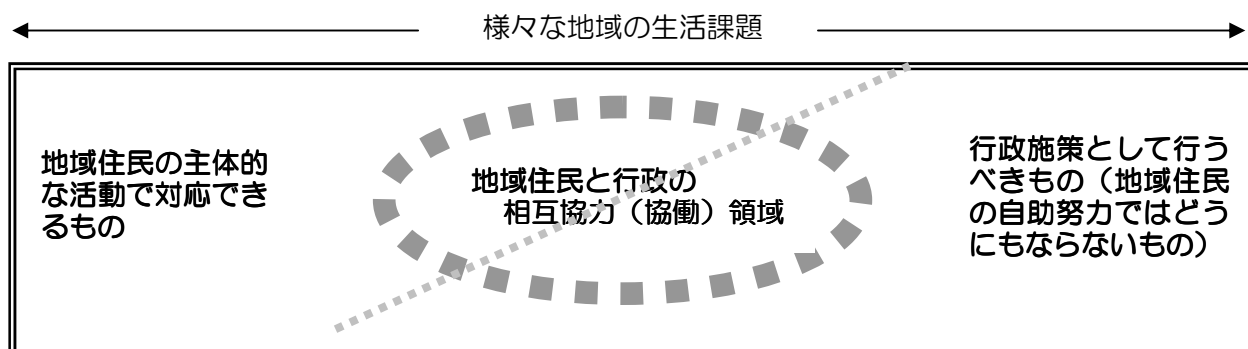
特に、地域福祉の推進には住民の参加は不可欠であり、住民の知恵とエネルギーを生かしていくため、市では、住民と行政が協働して福祉のまちづくりを進めるという関係をつくります。

- 地域住民は、自らの生活基盤である地域の抱える生活課題や、それを解決するための地域の人、物、サービス、情報など利用可能なあらゆる資源の現状等を踏まえた上で、地域のあり方をどうするかを自分たちで考え、生活課題を主体的に解決するための具体的な取組内容を取りまとめ、そして実践することになります。地域住民により取りまとめられた取組内容を、地域福祉計画では「行動計画(アクションプラン)」といいます。

- しかしながら、地域において行動計画(アクションプラン)が策定され、住民主体による福祉活動、ボランティア活動などの活動が活性化すれば、それだけで、地域の課題がすべて解決するものではありません。

生活課題への対応の問題、まちづくりの問題は幅が広く、奥が深いものであり、住民、地域の自助努力だけでは解決が困難なものもあります。そこに行政が果たすべき役割があります。

地域の生活課題への対応のイメージ



(2) 住民と行政との関係づくり ～対話の場(テーブル)づくり～

地域において、住民が地域の生活課題の解決に向けて取り組むに当たっては、まず住民相互の対話の場、住民と行政との対話・協議の場(テーブル)づくりが必要です。

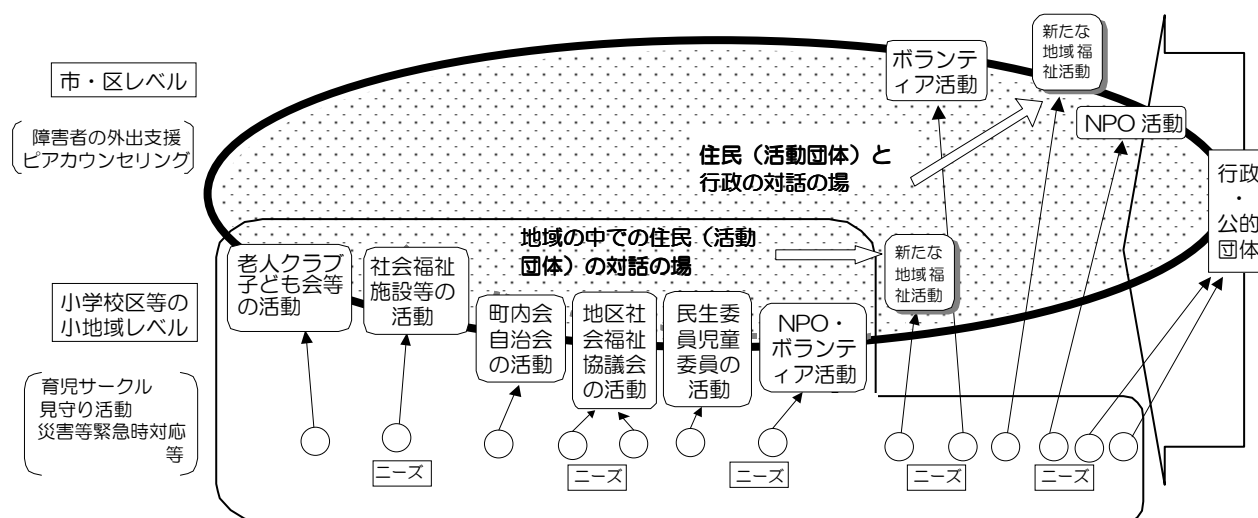
このような場を通じて、住民、行政がそれぞれの担うべき役割をお互いに認識し、それに基づいて住民の主体的な活動が行われたり行政施策が実施されることによって、具体的な生活課題の解決につながれば、住民のまちづくりに対する姿勢が変わり、地域の様々な課題に主体的に取り組めるようになります。

また、行政の様々な取組についても、このような流れの中で地域ごとの特性を踏まえて行われることにより、地域住民の生活の充実感につながる、地に足のついたものになります。

☞ 住民の主体的な取組によって具体的に地域の課題が解決されれば、住民の間に「自分たちが参加することがよりよいまちづくりにつながっている。」という実感が芽生え、次の活動につながっていきます。

☞ 地域福祉活動実践者へのアンケート調査でも、地域レベルの行動計画(アクションプラン)策定の話し合いに参加してよかった点として、「地域のいろいろな人の意識や、考えを知ることができた」が81.3%、「地域には様々な課題があることがわかった」が73.3%という結果となっています。また、行動計画を作ったことによって「様々な問題解決に役立った」という回答が40%に上っています。

対話の場（テーブル）のイメージ



(3) 住民と行政の関係づくりを支援する公的機関

社会福祉協議会や財団法人広島市ひと・まちネットワークは、福祉活動・生涯学習活動のノウハウを生かして行政と住民の関係づくりを支援する役割を担っています。

ア 広島市社会福祉協議会、各区社会福祉協議会

- 社会福祉協議会は、社会福祉法において地域福祉を推進する中心的な団体として位置付けられています。本市においても、全市的な組織として広島市社会福祉協議会が、また、区を単位とする組織として各区に区社会福祉協議会が置かれています。

また、住民に身近な小学校区を単位として、地域福祉を推進している自主的な福祉活動団体である地区社会福祉協議会(137地区)が設置されています。

社会福祉協議会は、このような3層構造によるネットワーク化が図られた組織であり、今後の地域福祉をより一層推進していく上で、その組織力や福祉活動のノウハウ提供などの専門的機能を発揮し、地域福祉の推進役としての役割を担っています。

- また、市社会福祉協議会が定めている「地域福祉推進第6次5か年計画」においては、その基本理念として「地域住民や活動団体と連携・協働し、住民一人ひとりが主役となった『ささえあいのまち』をつくること。」を掲げています。具体的な取組として、地域の様々な主体が連携・協働して福祉課題を解決する事業の実施や、災害時要援護者支援ネットワークづくり、ボランティア推進機関・団体とのネットワークづくりなどがあり、地域福祉計画の推進の視点から、重要な機能を有しています。

イ 財団法人広島市ひと・まちネットワーク

- 財団法人広島市ひと・まちネットワークは、青少年の健全育成から高齢者の社会参加の促進までを含む、市民の幅広い学習活動や学習成果の活用等に資する事業を行い、市民の生涯学習活動の振興に寄与することを目的として、市が設立したものです。
- まちづくりの中核的な施設である「広島市まちづくり市民交流プラザ」では、人材育成のための講座の開催や、まちづくりボランティア(講師・指導者等)の登録・紹介・コーディネート、まちづくりに関する情報提供などを行っています。
- また、市が各地域に設置している公民館は、地域の生涯学習活動やまちづくり活動の拠点として、生涯学習に関する様々な研修会を開催し、まちづくりボランティアの育成や地域団体活動の活性化に関する研修会も行っていきます。そのほか、地域で行われる事業において、各種地域団体や個人のボランティアのネットワーク化を支援するなどの役割を担っています。

2 地域の様々な活動主体の役割とネットワークづくり

(1) 地域の様々な活動主体

地域には様々な活動主体があります。それらの活動状況は、地域によって異なり、町内会・自治会活動が活発な地域もあれば、地区社会福祉協議会の活動が活発な地域もあり、NPOや商店街が課題を解決する機能を担っている地域もあります。

地域においては、生活課題の解決にあたり、こうした活動団体の実態を把握し、地域の状況に応じて対応できる、役割を固定しない柔軟な仕組みづくりが必要です。

ア 地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員

- 地区社会福祉協議会は、おおむね小学校区を単位として組織されており、住民の日常生活の場である小規模な地域において、高齢者の見守りなど支援のネットワークづくりや、高齢者等の外出機会の創出に取り組んでいます。

地区社会福祉協議会は、「新・福祉のまちづくり総合推進事業」として、次の事業に取り組んでおり、137地区のほとんどでこれらの活動を展開しています。

- ・ 近隣ミニネットワークづくり推進事業（小地域における要援護者の見守り体制づくりのための事業）
- ・ 地区ボランティアバンク活動推進事業（小地域における住民の福祉課題への対応を図るためのコーディネートや担い手の養成等を行う事業）
- ・ ふれあい・いきいきサロン設置推進事業（小地域でのふれあいの場づくり）

- 民生委員・児童委員は、地域の高齢者、障害者、子どもの状況を把握するとともに、地域住民の身近な相談役として、様々な悩みや問題を抱えて困っている人に対して関係機関と協力しながら解決に向けた支援を行っています。

- 地区社会福祉協議会や民生委員・児童委員は、いわば地域の安全網(セーフティーネット)として、地域住民の抱える課題が深刻化しないようにする予防面での役割を中心に、日常生活圏に根ざした重要な機能を果たしていくことが期待されています。

イ 町内会・自治会、老人クラブ、子ども会など

- 地域には、町内会・自治会、老人クラブ、子ども会などの地縁型組織があります。

町内会・自治会は、住みよい地域づくりのために、地域の生活環境の向上や住民間の親睦を深めるための活動などを幅広く行っています。

また、老人クラブや子ども会などは、それぞれの設立目的に応じた活動を行っています。

- これらの地縁型組織は、地域の生活課題の解決のために、その組織力を生かしていくことが期待されます。

ウ NPOなど課題解決型（テーマ型）の地域活動団体

- 住民の福祉ニーズ(生活課題)の多様化、複合化が進む中で、地縁型の組織だけではすべての課題に的確に対応することは困難となっています。このため、特定の課題については、NPOを始めとする課題解決型（テーマ型）の活動組織(※)などの方が適切に対応できる場合もあります。

※ 課題解決型（テーマ型）の活動組織：町内会・自治会など地縁型の活動組織ではなく、保健、医療、福祉の増進やまちづくりの推進など特定の課題について解決するために活動する組織。

エ 社会福祉施設

- 特別養護老人ホームを始めとする高齢者施設、障害者施設や保育園などの社会福祉施設には、その施設の入所者や通所者に対し福祉サービスを提供する役割だけでなく、地域にその機能を積極的に開放し、地域との連携を深め、地域福祉の向上に寄与する役割が求められています。

こうした施設において地域との連携を深めるためには、地域の人に施設の行事に参加してもらうだけでなく、地域で行われる行事に施設の職員や入所者・通所者が参加するなど地域とのかかわりが重要です。施設によっては、介護の相談に応じたり、定期的に遊具を利用できる日を設けるなど、地域福祉の向上を図る取組を行っています。

- 市立・私立保育園では、育児に関する専門的な機能を活用し、地域の乳幼児を持つ保護者等に対する育児講座の開催や、育児と仕事の両立支援に関する情報提供等を行うとともに、地域における居場所及び仲間作りの場所として保育所施設を積極的に開放し、地域における子育てを応援しています。
- 市では、児童館を地域活動の拠点となる施設と位置付け、児童の健全育成や子育て支援、地域コミュニティの振興に広く活用していただくため、開館時間外における児童館の地域開放を行っています。

(2) 地域と活動主体、行政のネットワークづくり

- 地域では、町内会・自治会、老人クラブ、子ども会、地区社会福祉協議会、民生委員児童委員、NPO・ボランティア、社会福祉施設、行政など様々な活動主体が、それぞれ地域住民の生活課題をとらえ、活動を行うこととなります。

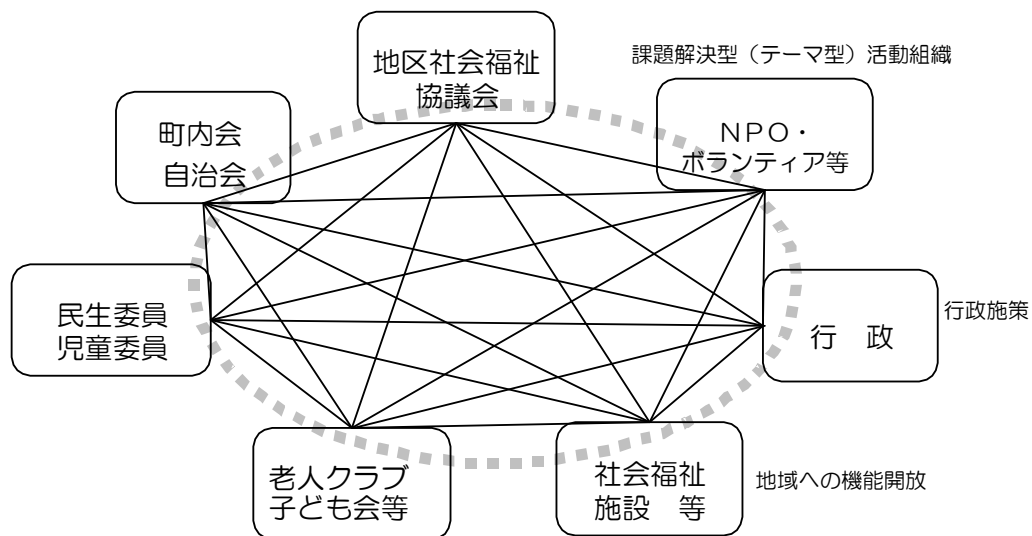
地域住民の生活課題に適切に対応するためには、住民が課題を抱えた場合に、円滑・適切にそれに対応できる活動につながるような仕組み（居住の場としての地域において、生活課題と解決手段を結びつける仕組み）、ネットワークの中で課題を解決していくための仕組みが必要です。

- ☞ NPOなどの活動組織は、課題解決型（テーマ型）の取組を行うと同時に、地縁型の組織を活性化する「活性化剤」としての役割も期待できます。

地縁型の組織と新たな活動組織であるNPOを始めとする課題解決型（テーマ型）の活動組織又は課題解決型（テーマ型）の活動組織同士が互いに活動内容を認知し、受け入れ合い、相互にゆるやかな連携を保ちながら影響を及ぼし合うことが、生活課題に対応する地域の力を高め、地域福祉の推進につながります。

- ☞ サッカーに例えれば、「一人一人の選手の個性を伸ばしてゲーム展開をする。それがチーム力である。」ということで、個々の活動組織が萎縮することなく、相互の連携の下で自由に力を発揮できるような仕組みづくりが必要です。

活動主体等のネットワークのイメージ図



3 困ったときに「困った」と言える環境づくり

～多様で、かつ変化する福祉ニーズ(生活課題)をどのように顕在化させるか。それをどのように受け止めて対応につなげるか。～

- 地域の様々な生活課題を把握するために、生活の様々な場面において、困ったときに、誰もが恥ずかしいと思うことなく普通に「困った」「助けてほしい」「〇〇してほしい」と言えるような風土(環境)をつくっていく必要があります。

☞ 「困った」という人は、その課題が解決されることを求めており、それが解決につながらないことが続けば、「困った」と言うこと自体を止めてしまうことになります。

逆に、課題が解決された場合は、それを契機として新たな課題が表に出てくることにつながり、このような新たな課題を把握する上でも、課題が解決できる仕組みが構築されている必要があります。

- 困ったときに「困った」「助けてほしい」「〇〇してほしい」と言える風土(環境)をつくっていくためには、住民同士が人と人との「つながり」をつくっていく必要があります。住民が地域で気軽に日常的な会話ができる相手をつくっていくことが大切で、人間関係ができてはじめて情報を共有することが可能になります。

(1) たまり場(サロン)づくり

地域において、住民の身近なところに気軽に集えるたまり場(サロン)のようなものがあれば、住民同士のつながりを促進します。こうした場では、自然に人と人とのつながりができ、打ち解けた人間関係によって、住民一人一人が心に思っている言いにくかった困りごとを出しやすくなるため、地域の様々な課題を把握することができます。

☞ 地区社会福祉協議会では、高齢者・障害者・子育て中の親等の行き場、集いの場、仲間づくりの場として「ふれあい・いきいきサロン」の設置に取り組んでいます。

市は、公民館、地区集会所などの身近な公共施設を、たまり場(サロン)など住民が集まる場として提供しています。

各区の地域子育て支援センターでは、公民館、集会所、児童館など地域の身近な場所で親子で集える場所を設置するための取組を行っています。また、子育てサークルの紹介や育児講座の開講など、地域の子育て家庭に対する育児支援を行っています。

(2) 気軽に相談できる相談体制

地域には、区役所、区社会福祉協議会、民生委員児童委員、地域包括支援センターなど様々な相談機能、課題を把握できる機能を有する資源があります。

これらの相談窓口は、住民が気軽に相談できる場であることが必要です。

また、相談窓口に寄せられる相談の内容は、公的な福祉サービスで対応できるものから、公的な福祉サービスでは対応が難しいものまで様々であることから、市は関係団体等と連携して、相談を寄せられた窓口が適切な窓口を紹介したり、相談窓口相互が問題の解決に向けて共に考えていく体制とします。

☞ 様々な相談体制

ア 保健・医療・福祉総合相談窓口

区役所厚生部に設置している保健・医療・福祉総合相談窓口は、支援を必要とする人やその家族がかかえる複雑多岐にわたる問題や各種サービスの利用等の相談に迅速かつ適切に対応するとともに、必要に応じて関係機関と協議・連携し、必要な支援が提供されるよう調整を行います。

イ 総合相談援助事業(社会福祉協議会)

社会福祉協議会では、日常的な相談体制や福祉サービス利用援助事業による支援の総合的な相談窓口として、社会福祉士等の専門資格を有するトータルコーディネーター(総合相談員)を全区に配置し、常時相談に応じることができる体制を整備します。また、来所相談や電話相談が身体的、心理的に困難な人に対しては、訪問相談を行うとともに、必要に応じて、弁護士や司法書士等の専門資格を持った相談員を派遣します。

ウ 民生委員・児童委員による相談援助

地域の高齢者、障害者、子どもの状況を把握するとともに、地域住民の身近な相談役として、様々な悩みや問題を抱えて困っている人に対して関係機関と協力しながら解決に向けた支援を行います。

エ その他対象者別相談

(ア) 地域包括支援センターにおける相談(高齢者対象)

地域包括支援センターは、社会福祉士、主任介護支援専門員、保健師等の専門職種を配置し、地域団体、関係機関等と連携して、高齢者の保健・福祉に関する様々な相談に対応します。

(イ) 障害者相談支援事業・障害児等療育支援事業による相談

在宅の障害者児の地域での生活を支援するため、市からの委託を受けた社会福祉法人が、障害福祉サービスの利用援助や各種情報の提供、療育相談などを行っています。

(ロ) 身体障害者相談員、知的障害者相談員による相談

身体に障害がある方、知的障害者やその家族からの相談に応じ、必要な指導・助言を行うとともに、身体障害者、知的障害者への理解を深めるための広報活動を行います。

(ハ) 地域子育て支援センターによる相談

地域子育て支援センターでは、保育士と保健師が面接、電話、ファックスにより、育児の悩みや子育てに関する相談に応じます。

(ニ) 各区役所では、家庭相談員、母子自立支援員、手話相談員などが対象者別の相談に対応します。

(3) 地域活動を通じた生活課題の把握

- 各地域において、地域活動を通じた住民同士のかかわりの機会が増えることによって、住民の新たな生活課題が把握されていくことが多くなると考えられます。また、例えば、地区社会福祉協議会が実施している「ふれあい・いきいきサロン」や高齢者・障害者等の見守り・

日常生活支援を行う「近隣ミニネットワークづくり推進事業」のような活動が、その対象となる人々に限らず、地域全体に認知されることによって、地域の生活課題の掘り起こしが行われ、活動の活性化につながっていく面があります。

このため、町内会・自治会、地区社会福祉協議会、NPOなど多様な活動主体の活動についての様々な情報が、住民に常時伝わるような仕組みづくりが重要です。

- 市は、地域ポータルサイト「こむねっとひろしま」を開設して、町内会・自治会などによる地域のホームページの開設・運営を支援しています。地域のホームページの開設により、住民が地域活動に関する情報をより簡単に入手できるようになることで、地域活動への参加者が増え、地域の生活課題の掘り起こしや活動の活性化につながるよう、「こむねっとひろしま」の一層の普及促進に努めます。

☞ 「こむねっとひろしま」を活用して、まちの紹介やお知らせなどの情報発信、行事予定などの情報共有を行うことができます。「こむねっとひろしま」は、URL : 「<http://www.com-net.city.hiroshima.jp>」、または、広島市のホームページからも御覧になることができます。

(4) 把握された生活課題を活動につなげる方策

- 相談窓口に寄せられた相談や、地域活動を通じた住民同士のかかわりから把握された地域の生活課題を解決するためには、課題を、それに対応する既存の活動につなげていく必要があります。そのための方策としては、地域の様々な相談機能を持った主体や活動団体の連携の仕組み(ネットワーク)を各地域で構築することが有効であると考えられます。

☞ 各区では、団体相互の交流促進、地域情報の交換、共通課題の解決を目的として、区内の様々な団体を構成員とする「区コミュニティ交流協議会」が設立されています。このようなネットワーク組織を小学校区単位で設立している地区もあります。また、地区社会福祉協議会や町内会・自治会の連合組織が、ネットワークの役割を果たしている地区もあります。このため、地域にふさわしい仕組みの構築が大切です。

☞ 東区の早稲田地区では、地域の様々な課題を整理し、課題別に、高齢者を支援する「シルバーねっと」、子育て支援をする「子どもネット」、災害に対応する「防災ねっと」、美化環境を担当する「クリーンねっと」など、七つのネットを構築し、地域の各種団体が、それぞれ得意分野を生かして、この「ねっと」に参加するという取組を行っています。

- 市は、地域活動団体のネットワーク組織がないか、あっても十分機能していない地区については、成功事例を紹介したり、活動団体からの相談に応じることにより、団体相互の交流が促進されるよう支援を行います。

☞ 小地域内の住民による対応(課題の把握)が困難な場合などには、小地域を超えたつながりや区役所の保健師等の対応が必要となる場合があります。

- 高齢者支援に関しては、おおむね中学校区を基本として市内に41か所設置している地域包括支援センターでは、介護サービス提供事業所、医療機関、民生委員、地区社会福祉協議会等の地域関係団体、ボランティアグループ、区保健センター等の行政機関等と連携し、地域のネットワークづくりを進めています。

☞ 地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、福祉以外の分野との連携にも取り組んでいます。例えば、東区内の地域包括支援センターは、高齢者が悪質商法などによる消費者被害に遭わないようにするため、警察や市消費生活センター、地域関係団体、介護サービス提供事業所などと連携して、悪質商法等の情報収集と提供を行う「東区高齢者消費被害防止ネットワーク」をつくっています。

(5) 外出しやすく、活動に参加しやすい環境づくり

- 足腰が弱く歩行が困難などのために、地域活動に参加しにくい人や、たまり場（サロン）に行きづらい人、視覚、聴覚などに障害があるために情報を入手しにくい人や、伝えたいことを伝えにくい人も地域にはいます。生活課題の把握には、こうした人への対応も必要です。
- そこで、誰もが外出しやすく、地域の活動に参加しやすいまちにするために、施設や道路、公共交通機関などを利用しやすくしたり、障害者の情報・コミュニケーション支援を充実することにより、バリア(障壁)をできるだけ取り除いていくこと(バリアフリー)が必要です。
- こうしたバリアフリー・ユニバーサルデザイン（※1）を推進するため、市では、本市施設の計画的な整備・改善に取り組むとともに、民間建築物や公共交通機関等の計画的な整備・改善を誘導します。
また、障害者の情報入手や意思伝達手段を確保するため、ICT（※2）等を活用した障害者向けの情報提供サービスの充実や、障害者のコミュニケーション支援の環境整備に取り組めます。
- また、住民の一人一人が、高齢者や障害者等の自立した日常生活や社会生活を確保することの重要性について理解を深め、自然に支え合うことができるようにするため、市では福祉のまちづくりについての意識啓発を推進するとともに、分野や主体を問わず総合的に福祉のまちづくりを推進する仕組みづくりを検討します。

※1 ユニバーサルデザイン：高齢者や身体障害者など特定の人だけが対象でなく、すべての人に対して、より便利で快適な道具、施設、環境（空間）などを提供すること。バリアフリーは既にある障害をなくすものであるのに対し、ユニバーサルデザインは初めからすべての人が使いやすいデザインにすること。（バリアフリーも含まれます。）

※2 ICT：アイシーティー（インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジーの略。）情報通信技術のこと。

(6) 「困った」と言うことが困難な人への支援

- 認知症、知的障害、精神障害などで判断能力が十分でなく、「困った」と言うことが困難な人には、本人に代わって困ったことを伝える仕組みが必要になってきます。
- 市では、認知症高齢者をはじめ、判断能力が十分でない人が、住み慣れた地域で安心して生活し続けられるよう、本人に代わって契約などを行う成年後見制度(※1)や福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）「かけはし」(※2)の普及に努め、これらの利用促進を行います。

※1 成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力が十分でない人が、財産管理や日常生活での契約などを行うときに、判断がむずかしく不利益をこうむったり悪質商法の被害者となることを防ぎ、権利と財産を守り、支援する制度です。

家庭裁判所に選任された成年後見人等が、本人に代わって契約などを行ったり、本人のみで行った不利益な契約を取り消すなど、本人を援助・保護します。

※2 かけはし(社会福祉協議会が実施)

認知症、知的障害、精神障害等で判断能力が不十分な人が、できる限り地域で自立した生活を継続していくために、福祉サービス利用援助やそれに付随した日常的な金銭管理等の援助を行う制度です。利用できる内容として、福祉サービス利用援助、日常的な金銭管理サービス、書類等の預かりサービスがあります。

4 困ったことに対応する活動づくり

(1) 活動のきっかけづくり(学習・体験の場づくり)

- 市民が地域の生活課題に対応する地域活動を始めるきっかけは、
 - ・ 自らやその家族等が生活課題を抱えている、あるいは抱えていた場合
 - ・ 地域の課題に対する問題意識を持っている場合
 - ・ 地域に貢献したい場合など様々なものがあります。

- また、そうしたきっかけを持つ市民が地域活動を始める第一歩は、公民館などでの学習や体験を経て、自ら活動組織を立ち上げて活動したり、既存の活動に参加したりしたケースが多いと考えられます。

このため市は、学習や体験の場をつくり、問題意識を持つ人の背中を押すための次のような取組を行います。

- ・ 公民館等が実施する講習会・研修会
公民館では、子育てを支援するための家庭教育講座、障害者との交流を促進する手話講座、高齢者問題を取り上げた高齢者学級、地域ボランティアによる ICT 講習会等を開催します。
- ・ 社会福祉協議会が実施する講習会・研修会
社会福祉協議会では、ボランティアの基本を学習するボランティア入門講座や、手話や点訳を体験しながら学ぶ各種ボランティアの養成講座を実施します。また、市民が福祉にかかわる学習会の開催を希望する場合、企画の段階から相談に応じます。

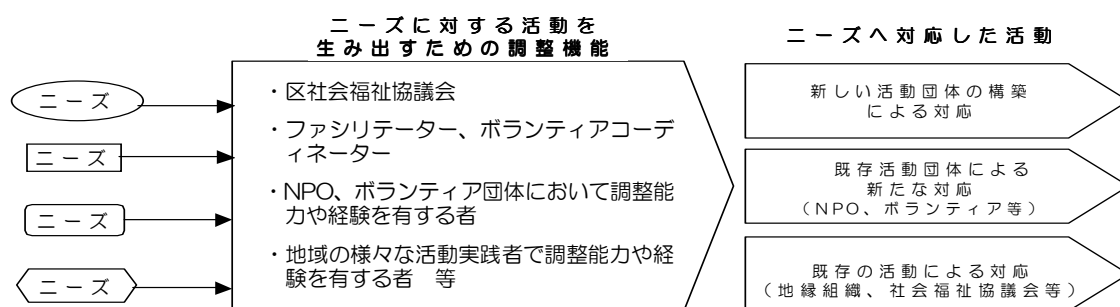
☞ 市民がきっかけから活動に至るには、「気楽に、すぐに取り組む」、「歩きながら考える」という姿勢で、まず活動に取り組んでみるのが大切です。

失敗や間違いがあれば、活動する中で、随時それを見直していくといった姿勢で取り組んでいることで良いのではないかと考えられます。

こうした取組の積み重ねが、多様な活動を誘発していくものと考えられます。

(2) 活動立ち上げや機能強化のための支援

- 地域の生活課題を解決するためには、課題に対応できる既存の活動につなげていくだけでなく、それに対応できる既存の活動がない場合には、新たな活動を生み出していくことが必要です。
- きっかけを持った人が、生活課題に対応する地域活動を立ち上げ、その活動が地域やその活動の対象者に受け入れられていくためには、
 - ・ その活動の目的が地域の人たちに共通の課題としてとらえられているか
 - ・ 活動をどのような方法で進めていくか
 - ・ 活動の担い手はどうするか
 - ・ どこを拠点に活動していくかなど様々な課題があります。
- このような課題の解決には、地域での対話の場が必要です。区役所(区政振興課、厚生部各課)、区社会福祉協議会、公民館で構成する「区推進チーム」は、住民相互の対話の場づくり、住民と行政との対話・協議の場づくりの働きかけを行うとともに、対話の場に入って一緒に考えたり、必要な情報の提供を行います。
- また、対話の場では生活課題を整理し、地域と活動を結びつける機能が必要となります。このような機能は区社会福祉協議会、ファシリテーター(※)、ボランティアコーディネーター、NPO、ボランティア団体において調整能力や経験を有する者、地域の様々な活動実践者で調整能力や経験を有する者などに担っていただきます。



※ ファシリテーター：話し合いの場で、参加者の一人一人の思いや意見を引き出し、合意形成していく人。

- 広島市まちづくり市民交流プラザ等では、地域の生活課題に対応できる人材を紹介したり、発掘・養成したりするための取組を行います。

- (ア) まちづくりボランティア人材バンク(広島市まちづくり市民交流プラザ)
地域活動や手づくりイベントなど市民が活動する中で、「アドバイスがほしい」「教えてほしい」や、「仕事や趣味を通じて身につけた技術やノウハウをお役に立てたい」と思う人たちの登録、紹介、コーディネートを行います。
 - (イ) 市・区社会福祉協議会ボランティアセンター
地域のさまざまなボランティア活動や、社会福祉に関する情報提供等、ボランティアコーディネーターによる相談受付・調整を行います。
 - (ウ) ファシリテーター養成講座の開催(広島市まちづくり市民交流プラザ)
地域活動(町内会・自治会、老人クラブ、子ども会等)やまちづくり活動での話し合いの場で、参加者の一人一人の思いや意見を引き出し、合意形成していくためのファシリテーション(円滑な話し合いの場の環境づくり、アイデアや意見を促す手法など)技術を体験しながら身につける講座を開催し、ファシリテーターを養成します。
 - (エ) ボランティアコーディネーター養成講座の開催(広島市まちづくり市民交流プラザ)
ボランティア活動の発信・受け入れ・調整のキーパーソンであるコーディネーターとして、必要な知識や技術を習得し、現場で役立つ実践力を身につける講座を開催することで、ボランティアコーディネーターを養成します。
- 市は、地域での対話の場づくりや課題を解決していく活動を行うにあたって、地域の地縁型組織とNPOなどのテーマ型の活動組織との連携を進めるための方策について調査研究を行います。

5 活動を定着させるための環境づくり

住民が主体となり、地域の生活課題を解決するための活動を継続して行えるよう、行政や各種公的団体として様々な環境づくりを行っています。

(1) 担い手の確保と人材育成

- 学校教育の場等における体験学習を通じ、市民が実際に活動に参加してみるにより、継続的な活動の担い手になる場合があります。このため、公民館や社会福祉協議会は、様々な体験学習の取組の充実を図ります。

☞ 市社会福祉協議会では、学校、福祉施設、NPO、障害者との連携により、子どもから大人までを対象に、車いす・アイマスク体験や高齢者擬似体験などの体験学習の機会を提供し、ボランティア活動への参加促進を図る「やさしさ発見(福祉活動体験)プログラム事業」の充実を図ります。

- また、公民館や社会福祉協議会は、幅広い市民の活動への参画を得るため、高齢者、障害者、活動したいが時間に余裕がない勤労者や若い人など、年齢・性別や職業の有無を問わず、誰もが参加しやすい環境づくりを進めます。

☞ 公民館や社会福祉協議会では、幅広い市民が参加できるよう、土日、学校の長期休暇期間、夜間に体験学習できる機会を提供します。

☞ 地域福祉活動実践者へのアンケート調査では、行動計画を実践するにあたって困難な点として、「住民の関心が低い」が72.1%、「活動への参加者が少ない」が56.1%、「役員や世話人のなり手が少ない」が、54.9%となっています。また、行動計画の実践に必要なこととして、「地域の人たちへの意識啓発」が84.0%、「活動の担い手の確保・育成」が75.5%となっています。

- 市では、町内会・自治会への加入促進を図るとともに、地域活動の担い手となる人材の育成・確保を促進するため、区役所、公民館等が、コミュニティリーダー（※1）の知識・技能の向上や若い層を中心としたサブリーダー（※2）の養成、リーダー同士の交流を深めることなどに努めます。

※1 コミュニティリーダー：住みよい地域を目指して住民が行う地域活動を指導する立場にある人。（町内会・自治会、老人クラブ、子ども会等、各種地域団体の長や役員など。）

※2 サブリーダー：コミュニティリーダーを支え、将来コミュニティリーダーとなることを期待される人。

☞ 市は、町内会・自治会の役割や活動内容について解説したチラシを作成し、区役所市民課や出張所で転入者に配布するとともに、町内会・自治会の役員が加入を呼びかける際の資料として提供し、町内会・自治会への加入促進に努めています。

☞ 安佐北区コミュニティ交流協議会では、地域活動団体のリーダーやサブリーダーを対象とした「まちづくりリーダー研修会」を開催しています。

- 市では、地域活動に意欲がある高齢者や障害者が積極的に参加できる仕組みづくりとして、退職後に充実したセカンドライフが送れるよう、団塊の世代や定年退職前後の人を対象に、ボランティアやNPO活動の体験の機会を提供するなど、セカンドライフ応援プロジェクトを推進します。
また、世代を超えて、各種の市民活動やボランティア活動の情報を幅広く提供し、活動できるように支援します。

☞ 市は、「ひろしま情報aーネット」で、まちづくり・ボランティア・NPOなど市民活動を支援するため、団体・サークル、イベント、教室・講座・研修に関する情報の提供などを行います。

☞ 市社会福祉協議会のホームページで、ボランティア活動を振興するため、ボランティア募集、講座・研修、イベント、ボランティアグループに関する情報の提供などを行います。

- 市職員も地域に帰れば、地域住民の一人として、地域活動に積極的に関わっていく姿勢を持つことが求められており、市職員が地域活動に参加しやすい環境づくりに努めています。
ボランティア活動に参加することは、地域への貢献だけでなく、参加者一人一人の住民としての感性も高まり、より良い行政を行う上でも大切であると考えています。職員が被災者支援、社会福祉、国際交流、地域振興、文化スポーツ振興などのボランティア活動を行う場合には、年間6日間の範囲内で勤務を免除しています。

☞ 地域活動に関する職員アンケート(平成21年(2009年)3月)では、職員の町内会・自治会への加入率は82.2%で、平成20年度(2008年度)における本市の加入率である66.9%を大きく上回っていました。また、これまでに地域活動に参加したことがあるかという質問には97.6%が「ある」と答え、市民アンケート調査(平成21年(2009年)3月)における同じ質問の結果(46.0%)の2倍という高い割合でした。

(2) 活動の質の向上

- 地域活動団体が、活動の質を高めていくためには、活動する人の能力向上が必要です。市では、行政との情報交換会や、活動する人を対象とした学習会・研修会を開催します。

ア 広島市まちづくり市民交流プラザにおける講座

(ア) プランナー養成講座の開催

市民活動や生涯学習活動を行う上で、必要とされる企画力を身につける講座を開催し、プランナーを養成します。

(イ) 市民活動団体マネジメント講座

市民活動を進める上で必要な「資金・人材確保」、「組織運営」、「広報活動」などをテー

マにした講座を開催します。

イ 市政出前講座の実施

市民の地域課題への関心と理解を深めるため、市民団体等からの要請に基づき、市職員が講師として地域に出向き、専門知識を生かした講義や実習などを行う「市政出前講座」を実施します。

ウ 地域子育て支援センターにおける支援

地域の中で中心となって育児支援を行うボランティアの養成や、関係団体の子育て支援関係者の資質の向上を図るため、子育てリーダー養成講座や研修会を開催します。

エ 公民館での活動支援

地域活動のスタッフ研修会等、地域課題を解決するための学習会の積極的な開催等により、地域活動の支援を行います。

オ 区社協ボランティアセンターにおける取組

- ・ 区社会福祉協議会に設けられたボランティアセンターにおいて、各種ボランティアグループの情報交換を図る交流会や研修会を開催します。
- ・ 福祉ニーズの多様化に対応するため、ボランティアコーディネーターは常に情報収集に努め、ボランティアに対する相談、支援、調整機能の充実を図ります。

- 市は、各地域における住民主体の活動を支援するため、「市民とのパートナーシップ講座」や「協働に関する職員の意識啓発の職場研修」を実施し、区推進チームをはじめ市職員の能力向上を図ります。

(3) 情報を入手しやすい環境づくり

- 活動を定着させていくためには、活動に関する情報が広く知られている必要があり、市民が情報を入手しやすい環境づくりが必要です。

現在、活動団体が発行する会報、新聞折り込みや町内会・自治会を通じて市域の全世帯に配布・回覧している「社協だより」や「公民館だより」、町内会・自治会の屋外掲示板、コミュニティボード(駅やスーパーの掲示板)など、関連する活動に関する情報を入手する方法はありますが、より多くの人々が情報を得られるようにするためには、様々な情報発信の取組が必要です。

- ☞ 市は、地域住民のコミュニケーションの増進を図るため、町内会・自治会が屋外掲示板を設置する場合、経費の一部を補助します。

- 特に、情報の発信、入手については、ICTの積極的な活用が有効であることから、市は「ひろしま情報aーネット」、市社会福祉協議会はホームページについて、更なる充実を図り、ICTを積極的に活用できるような環境づくりを進めます。

- ☞ ひろしま情報aーネットでは、まちづくりボランティア・NPOなど市民活動を支援するため、団体・サークル、イベント、教室・講座・研修に関する情報の提供などを行います。

☞ 市社会福祉協議会のホームページでは、ボランティア活動を振興するため、ボランティア募集、講座・研修、イベント、ボランティアグループに関する情報の提供などを行います。

- 市は、町内会・自治会などの地域活動団体が自らICTを活用し、地域活動に関する情報を簡単に発信することができるよう、地域ポータルサイト「こむねっとひろしま」を提供し、地域のホームページ開設を支援しており、今後も各地域でホームページの開設が進むよう働きかけていきます。

(4) 地域活動を行うための活動拠点の確保

- 地域には、活動拠点となり得る様々な公共施設や空き家、空き店舗などがあります。活動拠点については、地域活動する側、その活動によるサービスを受ける側の双方にとって、日常的な居場所となり得る拠点、定期・定時性のある活動が可能となる拠点が望まれます。
- 市は、次のような地域の公共施設を市民活動にとって使い勝手が良い場所としていくため、引き続き柔軟な運営、管理上の規制緩和を行います。

ア 公民館

☞ 地元から具体的な要望のあった安佐北区の三入公民館では、平成19年度(2007年度)から共用スペースの一部を地域の各団体で構成する「三入まちづくり交流協議会」の拠点として使用しています。

イ 福祉センター、老人福祉センター、老人いこいの家

☞ 地元から具体的な要望のあった安佐北区の可部福祉センターでは、平成19年度(2007年度)から共用スペースの一部を地域の各団体で構成する「可部南学区コミュニティ交流協議会」の拠点として使用しています。

ウ 地区集会所

☞ 管理人室、事務室又は倉庫等について、集会所管理運営委員会と協議・調整のうえ、管理運営上支障のない範囲で地域団体の常設の事務所として使用しています。

エ 児童館

☞ 市は、児童館を、児童館運営及び留守家庭子ども会事業に支障のない範囲で地域に開放し、児童の健全育成や子育て支援、地域コミュニティの振興に役立てています。

オ 地域福祉センター(各区に1か所)

カ 学校(小学校、中学校)

キ その他(空き家、商店街の空き店舗など地域内施設の活用の研究)

(5) 資金面を含めた運営基盤の充実

- 地域活動団体にとっては、活動の立ち上げ時には、行政、民間が行う助成制度がある程度整備されていますが、活動を継続していくための安定的な収入を確保することが課題となっています。

地域活動の主な資金源は、現状では、会費、カンパを含む寄附、共同募金など公的団体からの助成、受益者の負担と自主事業(収益事業)となっています。

- 資金の確保に当たっては、地域の各種団体や商店街、企業などの様々な団体を活動に巻き込む手法が有益です。

また、寄附を推進していくためには、地域における活動の信頼性を高めること、寄附をすることにより活動に参加しているという意識を持つような運営を行うことが必要です。

こうした活動のための人材や資金の確保、活動内容の充実を図るためには、幅広い人々に活動についての共感を得ること、共感のネットワークを広げていくことが重要となります。そのため、地域活動団体の組織や活動内容、収支等が透明性、開放性の高いものとなる必要があります。

- ☞ 活動資金確保の例として、NPO法人、清涼飲料水販売会社の提携による「地域支援型自動販売機」(自動販売機の設置について土地所有者の協力が得られる場合に、売上げの一部を地域活動に還元する仕組み)を活用している地域活動団体もあります。

- また、地域活動団体のサービス提供に対して、サービス利用者に費用負担を求めることについては、活動を行う側、サービスを受ける側双方に抵抗感が生じる場合がありますが、むしろ、応分の費用負担をするように、住民の意識が変わってくるのが求められます。

- ☞ NPOなどを、行政や社会福祉法人、企業に属さない新たなサービスの提供主体として位置付ける必要があります。また、地域が主体となって活動した方が、結果としてサービスを提供する側、受ける側双方の負担するコストが下がることにもつながる面があります。

- 市は、地域活動団体の活動を資金面で支援します。

(ア) NPO活動資金融資制度

資金調達が困難なNPO法人に対して、活動の安定及び発展を図るため、団体運営や活動に必要な運転資金や設備資金を低利で融資します。

(イ) 公益信託広島市まちづくり活動支援基金

活動の立ち上げ時の資金面での支援として活動を始めて間もない団体、まちづくり活動をより積極的に展開しようとしている団体や重点的に取り組むべき分野の活動団体などに対し、事業の実施や施設整備への助成を行います。

(ロ) 公募による補助制度

市は、地域活動団体やNPOなどによる主体的なまちづくり活動を支援するため、それらの

団体が活動を行う際に必要とする資金について、公募により補助金を交付します。

(I) 助成制度に関する情報提供

市のホームページや「ひろしま情報 a ネット」等を活用し、様々な機関や団体が行っている助成制度についての情報を提供します。

☞ 市はその他、市民が安心して地域社会づくりのための活動に参加できるよう、市民や活動の本拠地が市内にある人が、団体などで市民活動を行う際の活動中の事故による損害を補償する市民活動保険制度を設けています。

(6) 住民の視点に立った市政を実現するための行政組織の改革

- 住民が抱える問題が複合化・多様化する中、住民の立場に立って、スピード感のあるダイナミックな施策を展開し、住民にとってより満足度の高いサービスをきめ細かく提供していくため、平成 20 年(2008 年)4 月から行政組織を改革し、「クロスセクション(CS)」を設けました。

クロスセクション(CS)は、これまでの「プロジェクトチーム」等とは異なり、市の規則により、その権限と責任を明確にした正規の組織であり、従来の「縦割り」組織の弊害をなくし、住民の視点で市政を動かそうという新しい仕組みで、高齢者、障害者、こども、平和、男女共同参画、エネルギー・温暖化、里ライフ創造の七つの分野で設置しています。

- クロスセクション(CS)では、地域団体が生活課題の解決に取り組む中で、分野を越えた連携が必要な課題が出てきた場合は、その解決に取り組んでいきます。

6 災害時要援護者の避難支援対策の推進

災害への対応は生命にかかわることから、災害による避難時に支援が必要となる人に、必要な支援を迅速・的確に実施できる体制を構築することが求められています。

市では、災害時に自力で避難することが困難な高齢者、障害者等が、安全かつ確実に避難できるよう、地域において情報伝達、避難誘導等の避難支援を受けられる体制を整備し、災害時要援護者が安心して暮らすことができる地域社会の形成を目的として、「災害時要援護者避難支援事業」を進めています。

(ア) 避難支援プランの作成

災害時要援護者の一人一人について民生委員等による調査を行い、避難場所、避難支援者、連絡体制などを整理した「避難支援プラン」を作成します。

(イ) 避難支援プランの共有

要援護者の避難支援に関する情報は、市関係部局だけでなく、地域の避難支援関係団体(自主防災組織、町内会・自治会、民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会など)とも共有します。

(ウ) 避難支援者による要援護者の避難支援

災害が発生する恐れがある場合、あらかじめ避難支援プランで決めた避難支援者が市や地域の避難支援関係団体と協力しながら、要援護者の避難支援を行います。

避難支援を円滑に行うためには、支援にかかわる人たちの平常時のネットワークが重要です。この対策を進めていく中で、例えば、現在多くの地区社会福祉協議会が取り組んでいる近隣ミニネットワークづくり事業(小地域における要援護者の見守り体制づくりのための事業)との連携を図ることにより、地域の人たちによる新たな関係を作り、災害時要援護者の避難支援以外の分野において、支援を必要としている人たちへの見守りなどへ広げていくことが期待されます。

☞ 要援護者の避難支援に関する情報は、個人情報保護の観点から慎重な取扱いが必要ですが、本人が同意している場合などは関係者への情報提供が認められていますので、個人情報に関する正しい理解の促進を図りながら進めていきます。

○ 避難支援対策を推進するためには、地域の避難支援関係団体(自主防災組織、町内会・自治会、民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会など)の防災意識を今後も高めていく必要があります。市は、引き続き災害時要援護者の避難支援を推進するための、災害時を想定した実践的な訓練等を通じて迅速な防災体制の確保に努めます。

第7章 地域における行動計画(アクションプラン)の策定と実践

地域の生活課題は、公的サービスの提供によって解決されるものもあれば、住民による主体的活動によって解決されるものもあり、その内容は様々です。公的サービスと住民活動、それぞれ単独では解決が難しい生活課題は、公的サービスと住民活動が連携し協力し合えるような体制を地域につくっていくことにより、解決できる可能性が高まります。そうした体制をつくるにあたって、行動計画(アクションプラン)の策定が重要です。

このため、地域福祉計画に掲げる目標を実現していくため、地域レベルにおける実際的な取組内容を定める行動計画(アクションプラン)を策定します。

行動計画(アクションプラン)は、地域住民が、小学校区等の比較的小規模な地域を単位として、その地域の抱える生活課題や、それを解決するための人、物、サービス、情報など利用可能なあらゆる資源の現状を踏まえた上で、地域のあり方をどうするかを自分たちで考え、生活課題を主体的に解決するための具体的な取組内容を取りまとめるものです。

地域福祉計画の策定後、各地域で生活課題解決のためのさまざまな取組が行われており、それらの取組事例を基に、より効果的、効率的に地域での取組を実践するための参考として「実践マニュアル」を作成します。

☞ 広島市域においては、一般的に言えば「中山間部」は地縁的なつながりが強く、一方、「都市部」は地縁的なつながりが弱くなってきているという意見があるように、地域ごとに居住者の特性や取り巻く環境により、住民が持つ生活課題も異なります。

行動計画(アクションプラン)策定に当たっての基本的な手順として、次のような段階を踏むことが考えられます。ただし、実際的な取組に当たっては、「地域ごとに状況は違う」という前提の下で、一律のやり方ではなく、区や地域住民の特性、自主性を生かした取組とすることが必要です。

1 地域の現状把握

地域住民が主体となって、そこに住んでいる人がどのような環境で生活し、どのような生活課題を抱え、その解決のためにどのような資源が利用可能かなどを整理した「地域カルテ」のようなものを作成するなど、地域の現状把握を行います。

こうした取組は、比較的小規模で一定のまとまりを持った範囲で行うことが適当であることから、地縁型の組織である地区社会福祉協議会などが基盤としている小学校区単位を基本とします。ただし、まとまりの度合いなど地域の実情によっては、それより小さい地域(町内会・自治会、老人クラブ等)で取り組むことも考えられます。

【地域カルテのイメージ】

区 分	生 活 基 盤				地域を支える社会資源				地域のつながり		暮らし の不安・困り 事
	産業	交通	商店	住宅	集会 施設	医療	福祉 施設	人材	近所付 き合い	団体・組 織	
例(主要な住民層)											
(年代別)											
(小地域エリア)											

2 地域の課題等の分析

地域の現状把握を踏まえ、地域住民が主体となって取り組むべき課題を抽出するとともに、課題解決についての目標を設定します。その上で、まず、それに対するサービスの現状を認識し、地縁型の組織など地域の中で課題に対応することが可能かどうかについての分析を行います。

こうした取組を各地域において実施していく過程で、地域住民が地域の課題について話し合う場がつくられていきます。そのような身近な課題について議論をしていく中で、地域住民の課題解決への気運も高まっていきます。

3 地域の課題に対する具体的な取組内容の決定

地域の中では解決困難な課題については、テーマ型の活動組織や行政による対応を考える必要があり、これら主体との対話を通じてそれぞれが担うべき役割を整理し、ニーズと課題解決に必要な資源をつないでいきます。

このような手順を経て、それぞれの主体が担う取組内容を確定し、その内容を具体的な活動に移していきます。

☞ 地域住民が、地域の課題を自分たちの課題としてとらえていくためには、取組の最初の段階から地域住民が積極的に参画できる仕組みにしておくことが必要です。地域住民と離れたところで取組を進めようとした場合、地域住民から見れば「あの人たちはいったい何をしているのだろう。」ということになりかねません。

そうなるのを避けるため、話し合いや作業を一緒に行うことで課題の共有化を図ることができ、それに対する回答をみんな考えていくワークショップ（実際に計画を展開していく地域住民が参加しての共同作業）形

式等を積極的に活用することが望ましいと考えられます。

併せて、各地域でこのような取組を行うに当たっては、実践面での経験を有し、中立的な立場にあるアドバイザーが必要になると考えられます。

アドバイザーは、専門的な立場からの助言や、ワークショップの進行等をはじめ、地域レベルの行動計画(アクションプラン)の策定過程に関与していきます。

区推進チームは、必要に応じてアドバイザーを紹介します。

☞ 地域住民が参加するワークショップでの話し合いを積み重ねていく中で、具体的な取組の推進役(リーダー)や実際に活動していく人材が確保されていきます。

各地域での取組に当たって、すべての課題を一度に解決するのは難しいので、緊急度や取り組みやすさなどにより、活動の優先順位を決めることが考えられます。

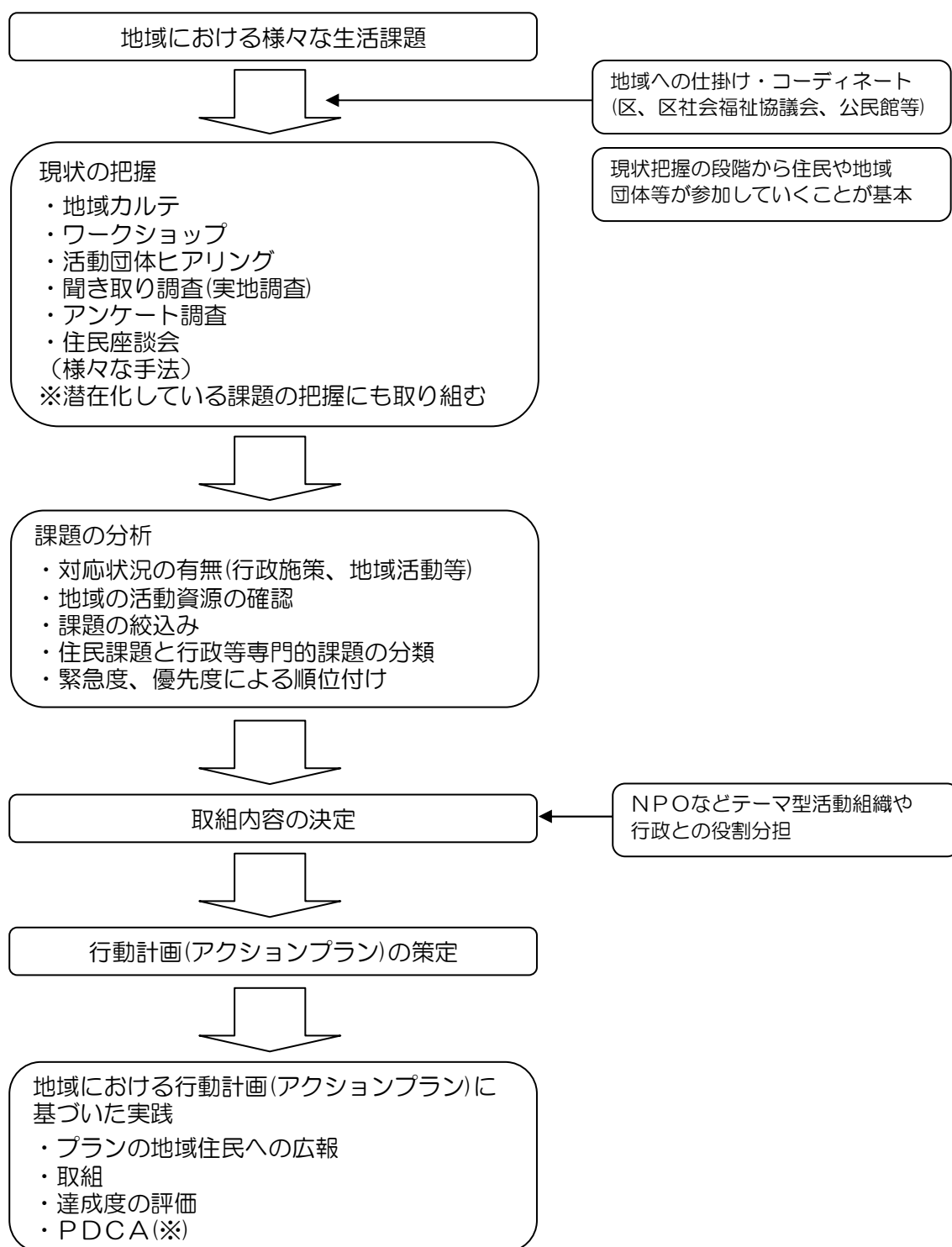
ある分野における取組の成功が他の活動を誘発する側面もあり、「地域発」の視点による地域での現状把握を踏まえ、行政主導ではなく地域住民の主体的な判断により、まずは特定の分野の課題から解決へ向けた取組を始めていくことも考えられます。

☞ 取組の進め方・方法論については、実際に各地域において取組を進めていく中で、試行錯誤を繰り返しながら体験的に編み出していく面があります。

取組に当たっては、そのような点を大切にしながら、お仕着せのものにならないように留意する必要があります。

☞ 市社会福祉協議会が現在取り組んでいる、各地区社会福祉協議会を単位とした「福祉のまちづくりプラン」は、解決すべき課題が共通する場合は、地域福祉計画における行動計画(アクションプラン)と同じものになります。この場合、「小地域活動計画(福祉のまちづくりプラン)」は、地域福祉計画の「行動計画(アクションプラン)」として機能し、地域福祉計画を推進する役割を担うものとなります。

地域における行動計画(アクションプラン)のイメージ



※ PDCA：ピーディーシーイー(プラン・ドゥ・チェック・アクションの略。) 「計画」「実行」「評価」「改善」の活動サイクルのこと。

第8章 計画のフォローアップ、ステップアップ

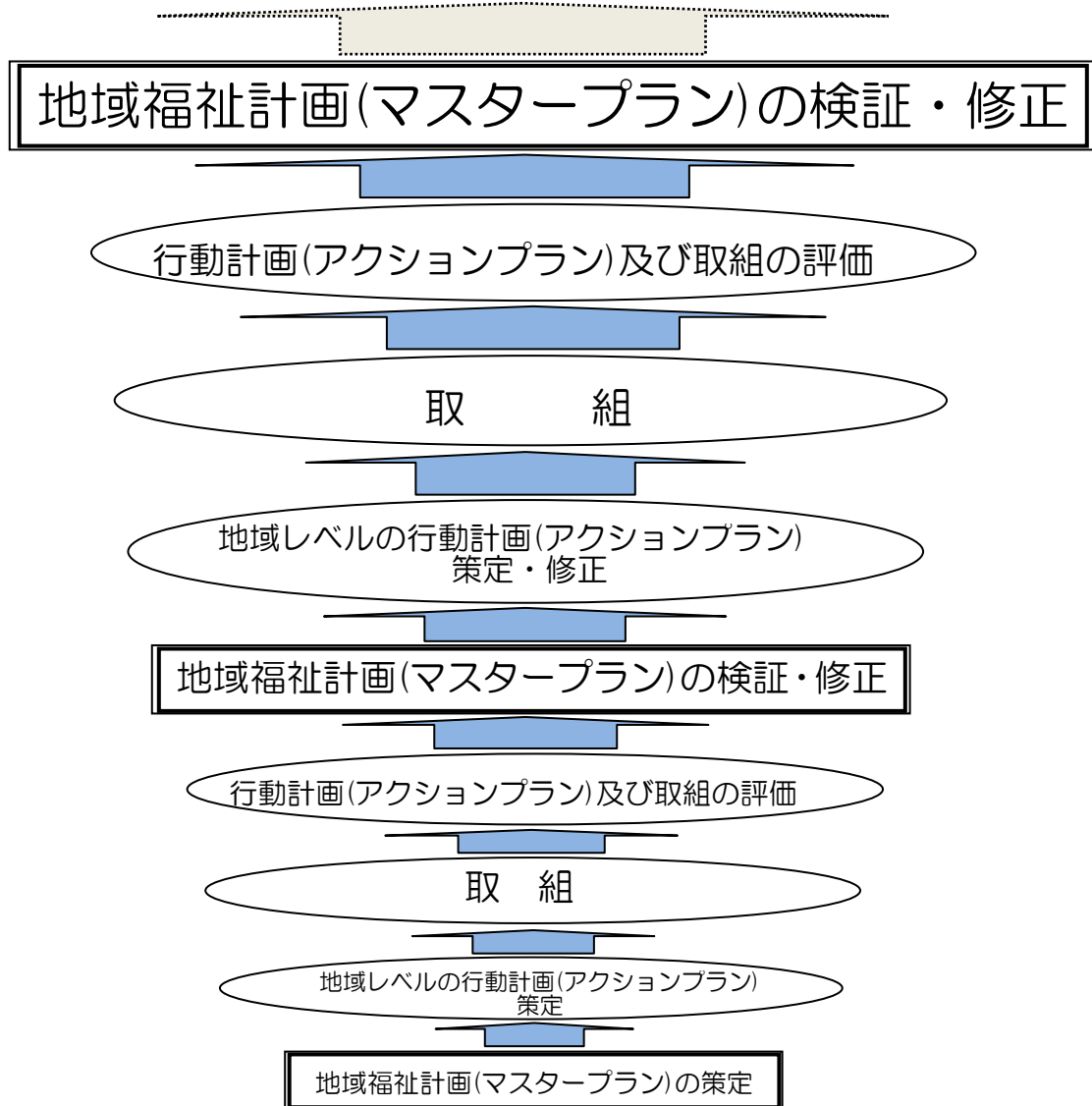
- 地域福祉計画のうち、地域における福祉サービスの適切な利用の推進・地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項については、それぞれの福祉分野の個別計画に点検、評価及び進行管理を行う仕組みを定めており、それに従って実施しています。
- 一方、住民主体、地域主体で地域の様々な生活課題を解決する仕組みづくりを目指す事項については、実際の実組は、地域レベルの行動計画(アクションプラン)の策定の段階から具体的に開始されることとなります。

この地域レベルの行動計画(アクションプラン)の策定を通じて、各地域の具体的な生活課題に対して、地域ごとにその特性を生かしながら、課題の解決へ向けた取組が市内各地で進展することにより、市全体で、地域の様々な取組の実例が積み重なってくるようになります。

地域福祉計画は、計画に基づき多くの住民を巻き込んで実際に取り組んでみて、その結果を評価することにより、計画自体をステップアップさせていくというものです。

今回の改訂は、地域福祉計画がステップアップするための段階の一つとして位置付けられるものであり、今後も取組状況についての検証や評価の結果を反映させていくことにより、内容の充実に取り組めます。

地域福祉計画のフォローアップ、ステップアップのイメージ図



資料編

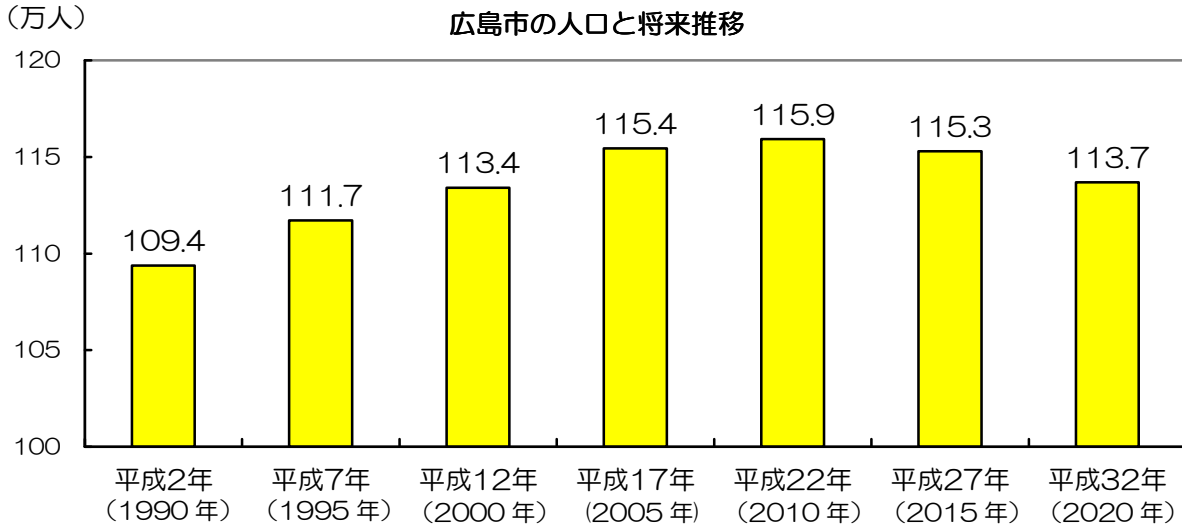


1 広島市の現状

(1) 人口の推移と将来人口

広島市の人口は、平成 17 年(2005 年)国勢調査によると、115 万 4,391 人となっています。前回調査(113 万 4,134 人)と比較すると、約 1.8%増加しています。

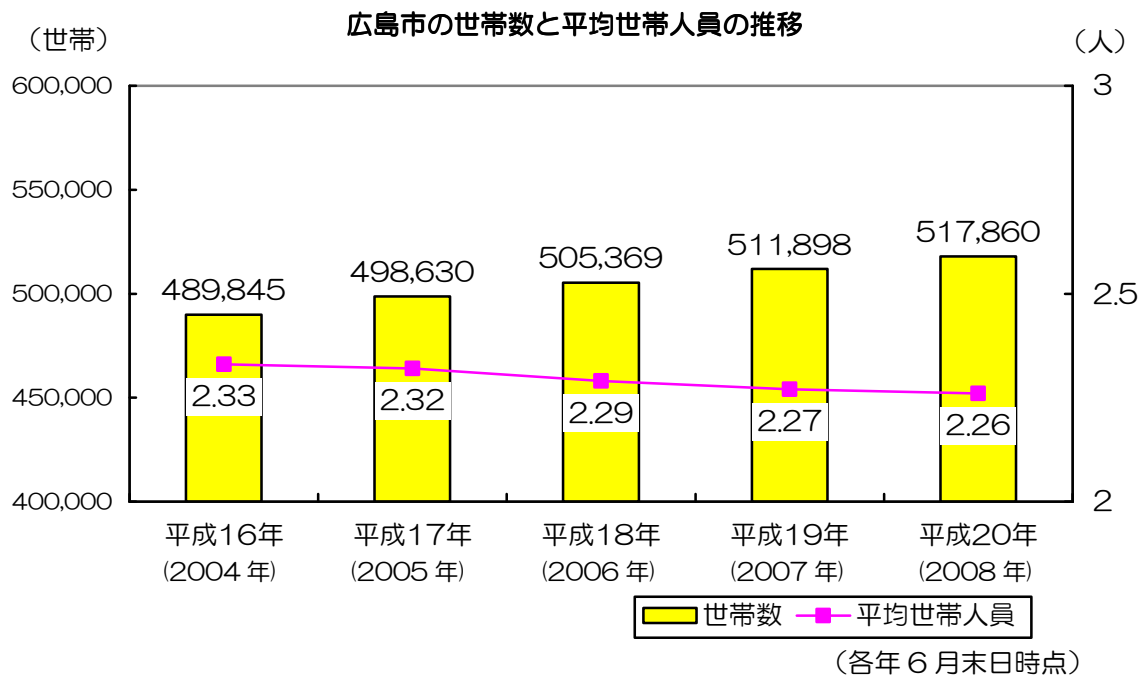
今後、平成 22 年(2010 年)をピークに、人口は緩やかに減少すると見込まれます。



資料：平成 17 年(2005 年)までは各年国勢調査
平成 22 年(2010 年)以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の市区町村別将来推計人口(平成 20 年(2008 年)12 月推計)」

(2) 世帯数の増加と世帯人員の減少

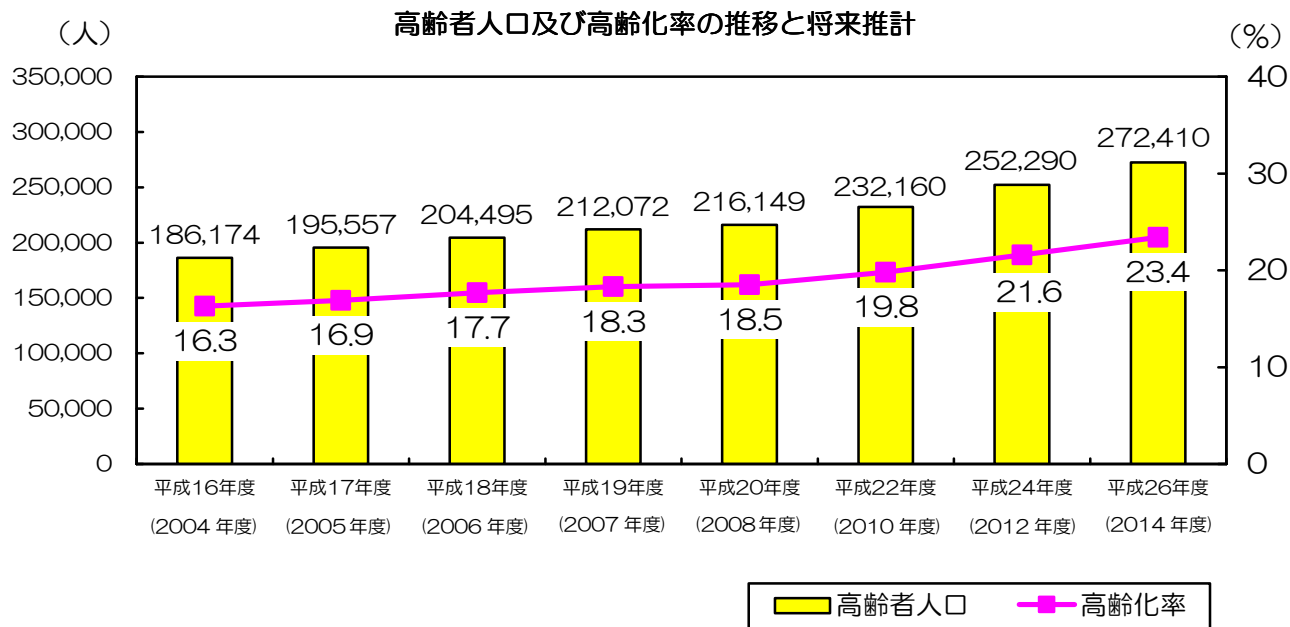
各年 6 月末日を基準とした世帯数は、毎年増加していますが、1 世帯当たりの平均人員は減少しています。



(3) 高齢化の進行

65歳以上の高齢者人口の割合は、平成20年度(2008年度)の21万6,149人から平成26年度(2014年度)には27万2,410人に増え、高齢化率(※)も18.5%から23.4%に上昇し、高齢化が進行すると予測されます。

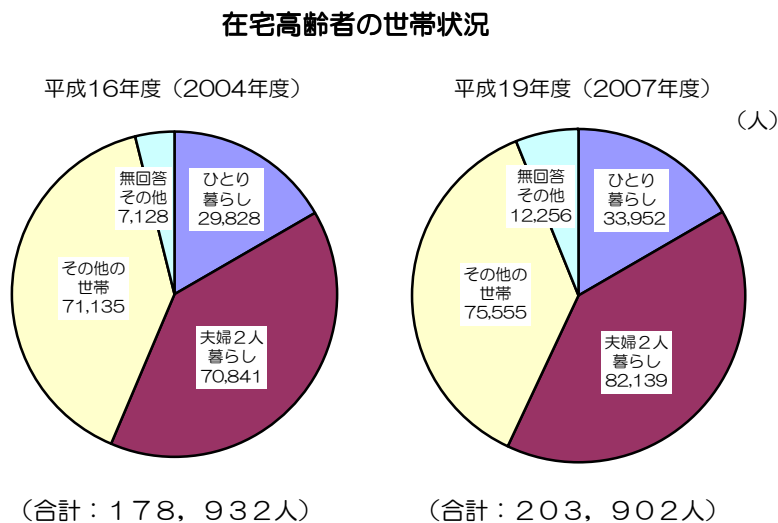
※高齢化率：65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合



※平成19年(2007年度)までは各年度3月末現在、平成20年度(2008年度)以降は各年度9月末現在

(4) 在宅高齢者(65歳以上)の世帯状況

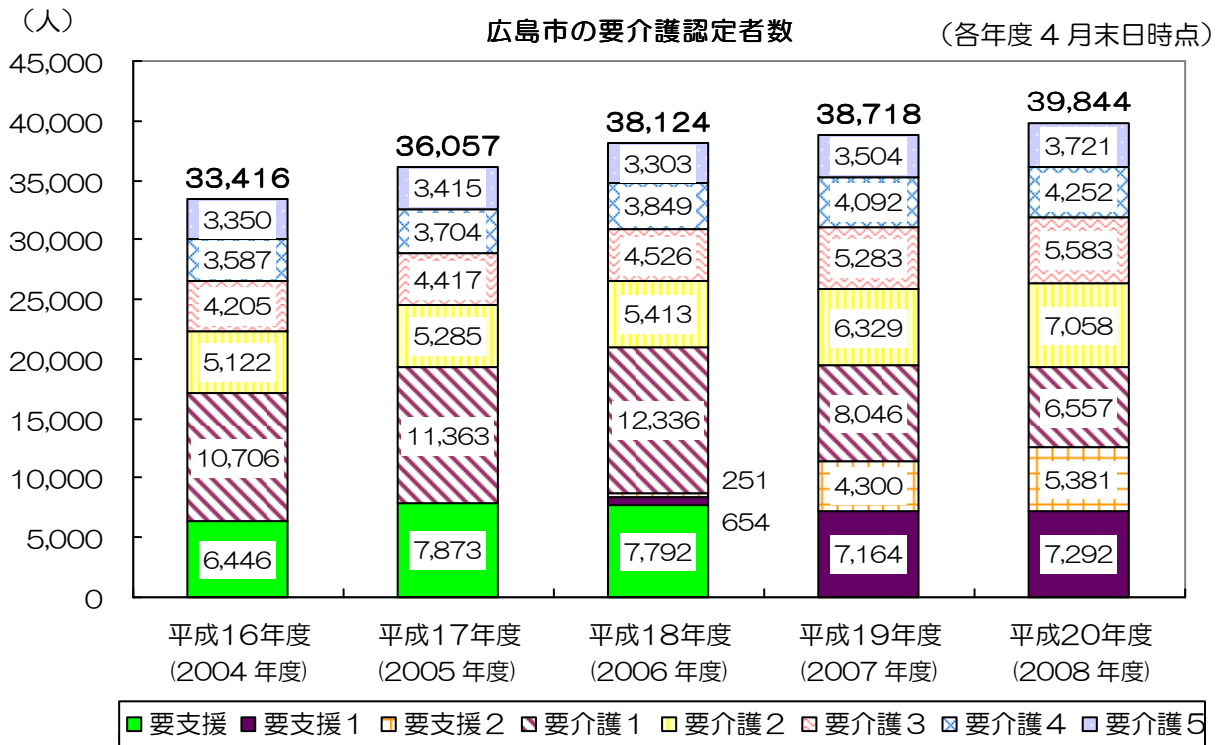
65歳以上の在宅高齢者は、平成19年度(2007年度)では20万3,902人で平成16年度(2004年度)に比べ24,970人増加しています。また、ひとり暮らし及び夫婦2人暮らし世帯における65歳以上の高齢者の増加は15,422人と在宅高齢者の増加の約6割を占めています。



資料：「平成19年度(2007年度)広島市在宅高齢者基本調査結果報告書」

(5) 要介護認定者の増加

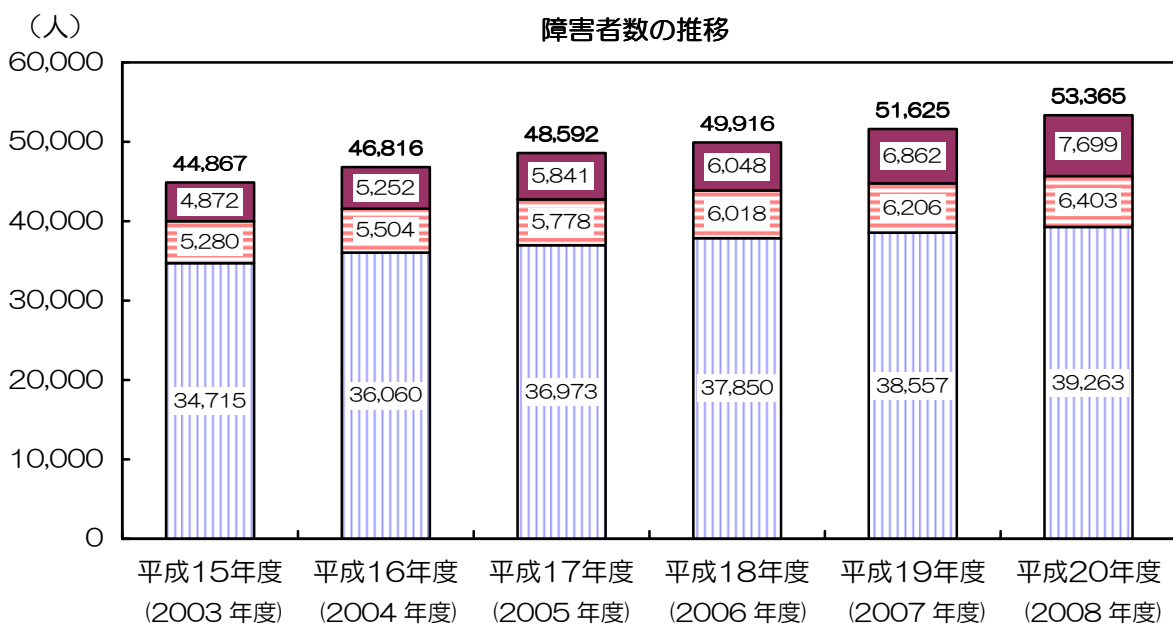
要介護認定者数は、平成 20 年(2008 年)4 月末では 39,844 人となっており、増加傾向にあります。



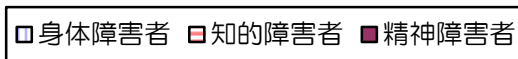
※要支援1から要介護5の順で要介護度は高くなります。

(6) 障害者の増加

障害者手帳の所持者数は、毎年増加しています。特に精神障害者保健福祉手帳の所持者数の増加率は高くなっています。



※平成 16 年度(2004 年度)までは旧湯来町分を含んでいません。

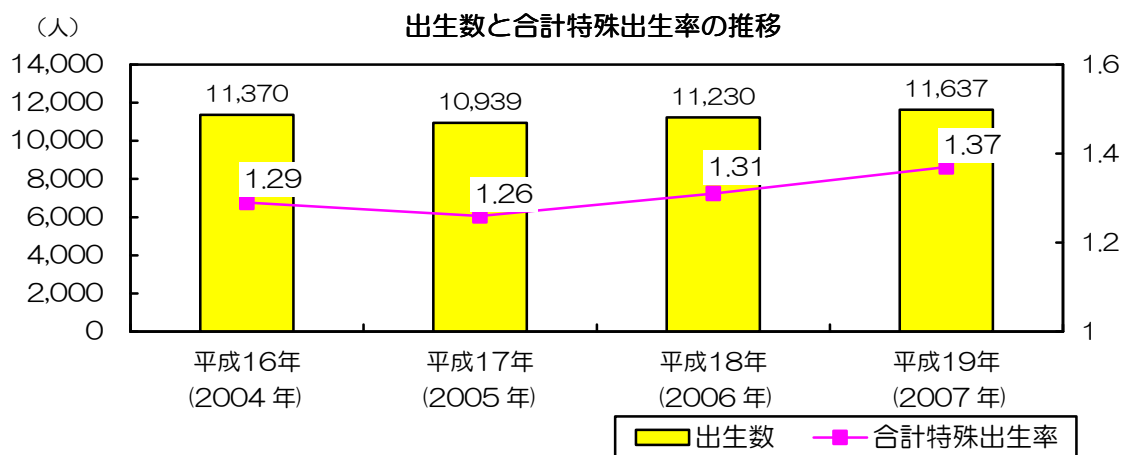


(7) 少子化の進行

広島市の平成 19 年(2007 年)の合計特殊出生率は 1.37 となっています。全国平均の 1.34 を上回っていますが、広島県平均の 1.43 を下回っています。

(※全国及び広島県の値は、厚生労働省公表の「人口動態統計(確定数)の概況」によります。)

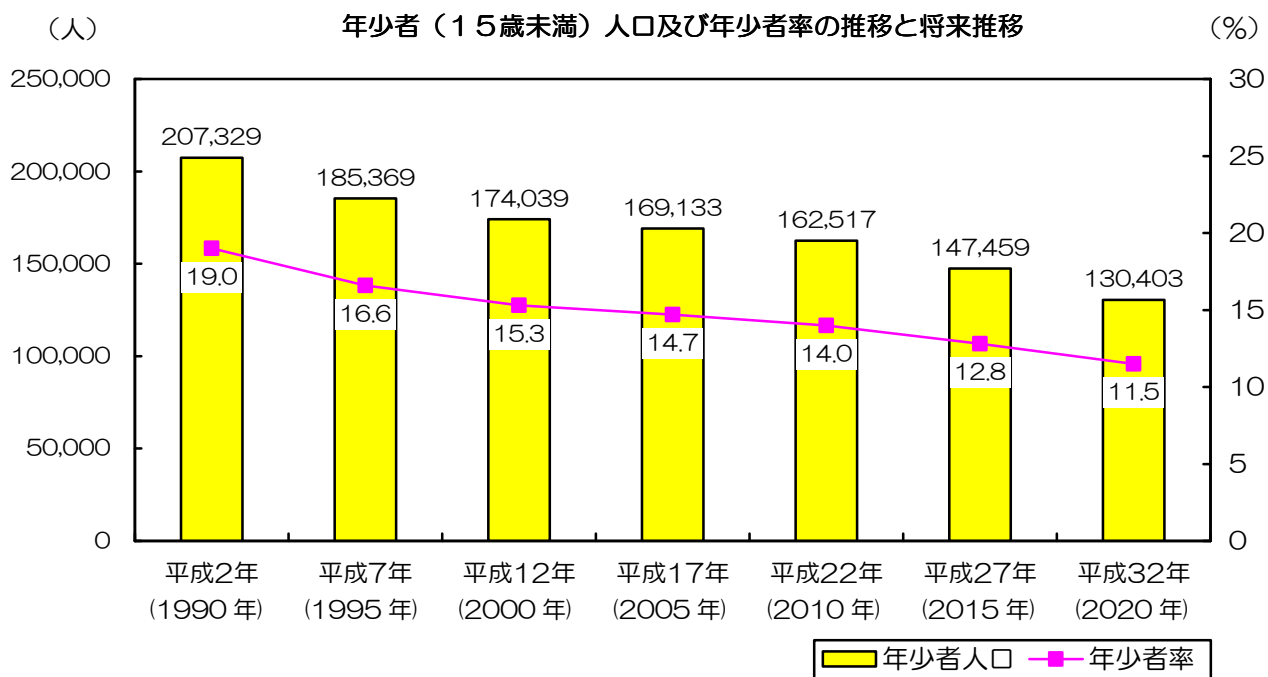
※合計特殊出生率：15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に産む平均子ども数を推計したもの



※平成 16 年(2004 年)の値は、旧湯来町を含んでいません。また、平成 17 年(2005 年)の値についても、平成 17 年(2005 年)1 月 1 日から同年 4 月 24 日までは、旧湯来町を含んでいません。

広島市の平成 17 年(2005 年)国勢調査による年少者(15 歳未満)人口は、169,133 人、年少者率は 14.7%でした。今後、年少者人口、年少者率ともに低下が続くと見込まれます。

※年少者率：15 歳未満の人口が総人口に占める割合

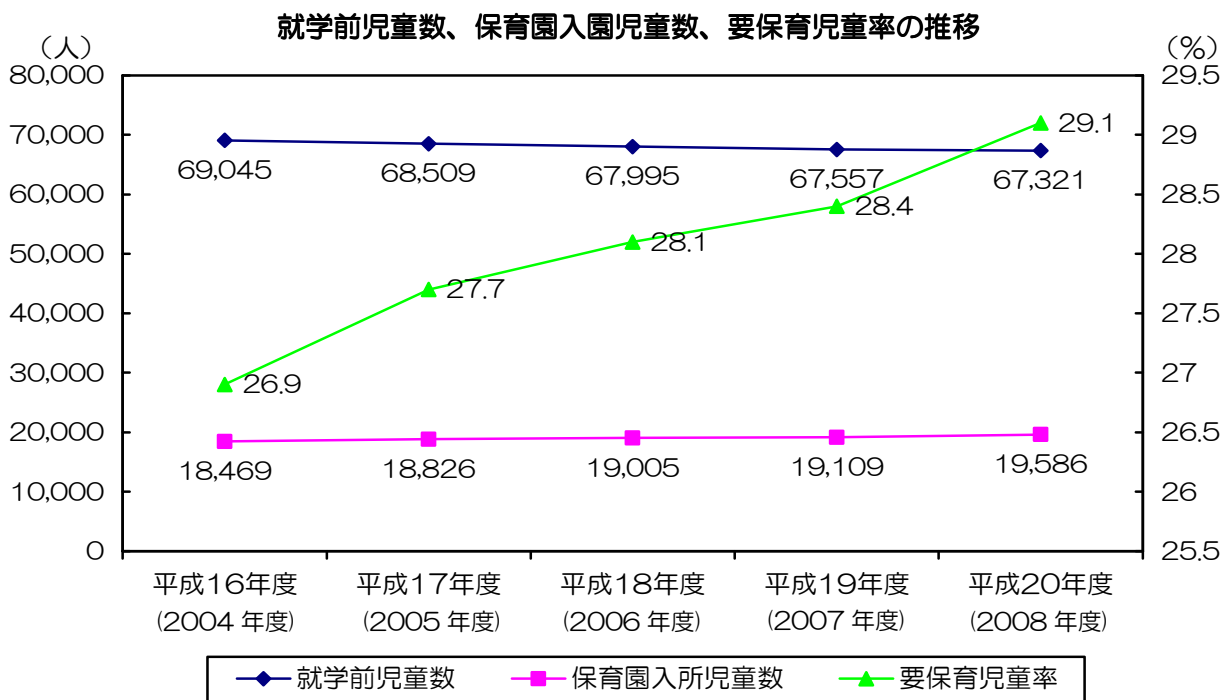


資料：平成 17 年(2005 年)までは各年国勢調査
平成 22 年(2010 年)以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の市区町村別将来推計人口(平成 20 年(2008 年)12 月推計)」

(8) 保育需要の増加

保育需要は、女性の就労の増加などにより年々増加しており、平成 20 年(2008 年)4 月 1 日時点の要保育児童率(※)は 29.1%で平成 16 年度(2004 年度)に比べ 2.2 ポイント増加しています。

※要保育児童率：(保育園入所児童数＋待機児童数) ÷ 就学前児童数



平成 18 年度(2006 年度)以降、保育園の新設や増改築を行い、定員を増やしたことにより、待機児童数は減少していましたが、平成 21 年度(2009 年度)は 90 人と増加しています。

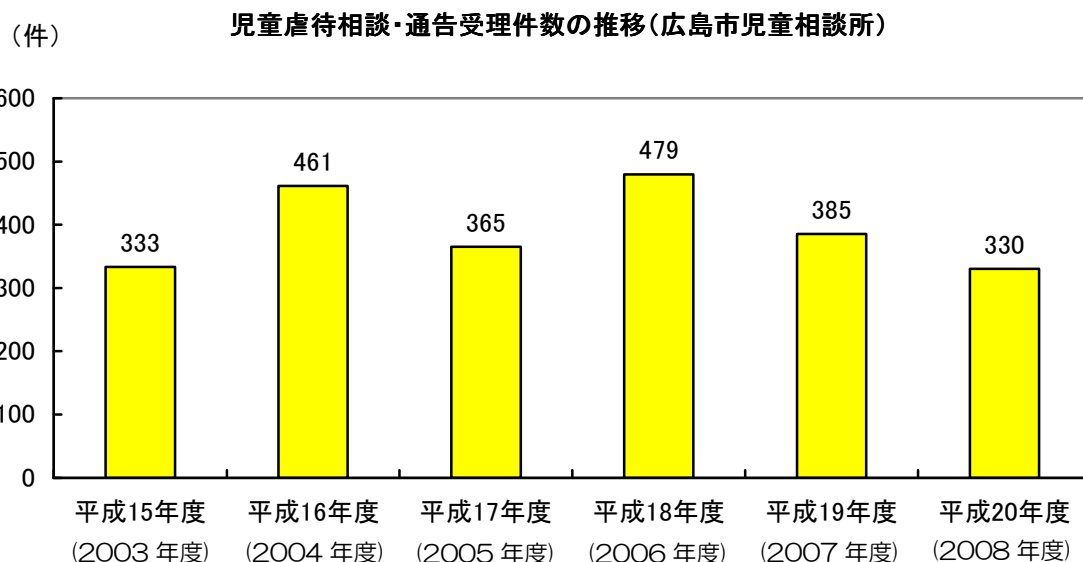
保育園入園待機児童数の推移

	平成 16 年度 (2004 年度)	平成 17 年度 (2005 年度)	平成 18 年度 (2006 年度)	平成 19 年度 (2007 年度)	平成 20 年度 (2008 年度)	平成 21 年度 (2009 年度)
待機児童数 (人)	85	143	116	47	37	90

(各年度 4 月 1 日時点)

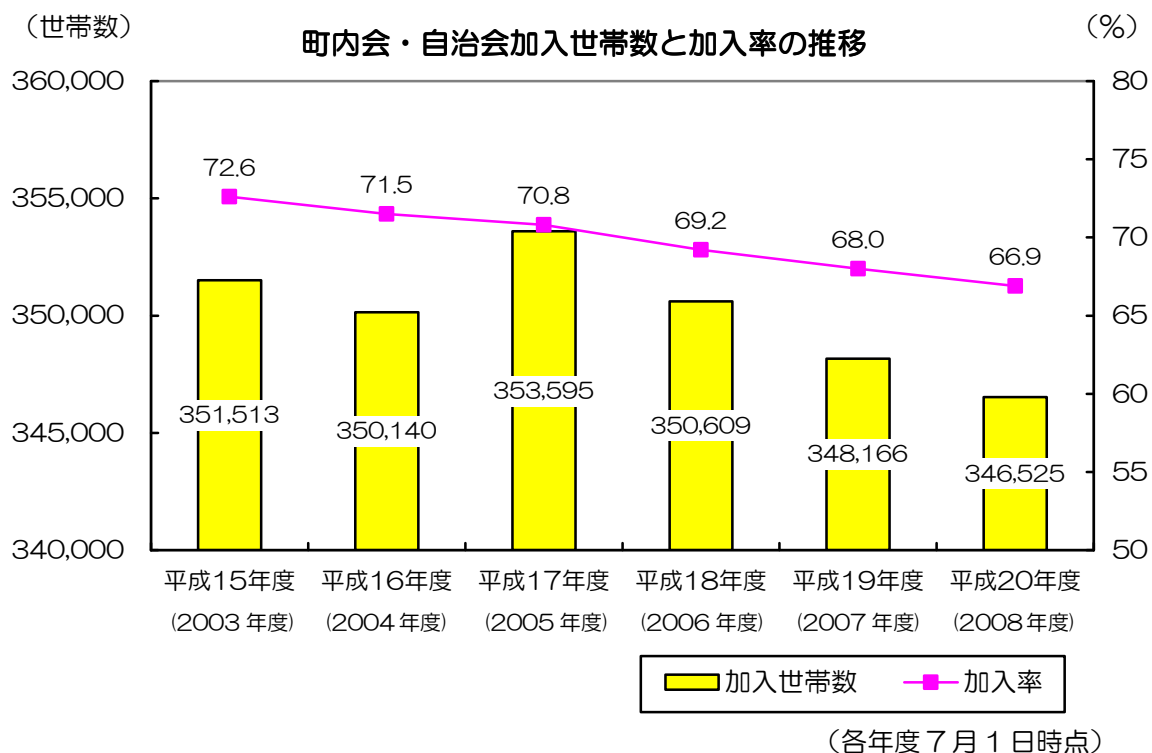
(9) 児童虐待相談・通告受理件数の推移

広島市における児童虐待の相談・通告受理件数は、増加傾向が続き、平成18年度(2006年度)は過去最高の件数となりました。その後、平成19年度(2007年度)は385件、平成20年度(2008年度)は330件と、件数は減少しているものの、依然として深刻な状況が続いています。



(10) 町内会・自治会加入世帯数及び加入率の低下

町内会・自治会加入世帯数は、広島市の世帯数が毎年増加しているにもかかわらず、減少傾向にあります。それに伴い、加入率も毎年低下しています。

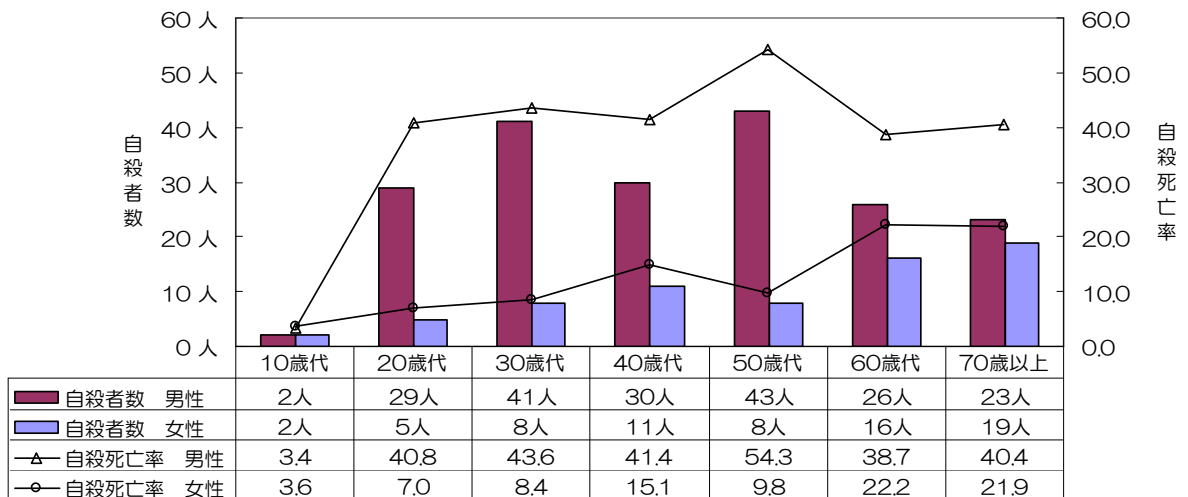


(11) 自殺者の推移

本市における自殺者数は、平成8年(1996年)には147人でしたが、平成9年(1997年)には162人、平成10年(1998年)には214人に急増しました。その後も9年連続で200人を超える状況が続き、平成19年(2007年)には過去最多の263人となっています。

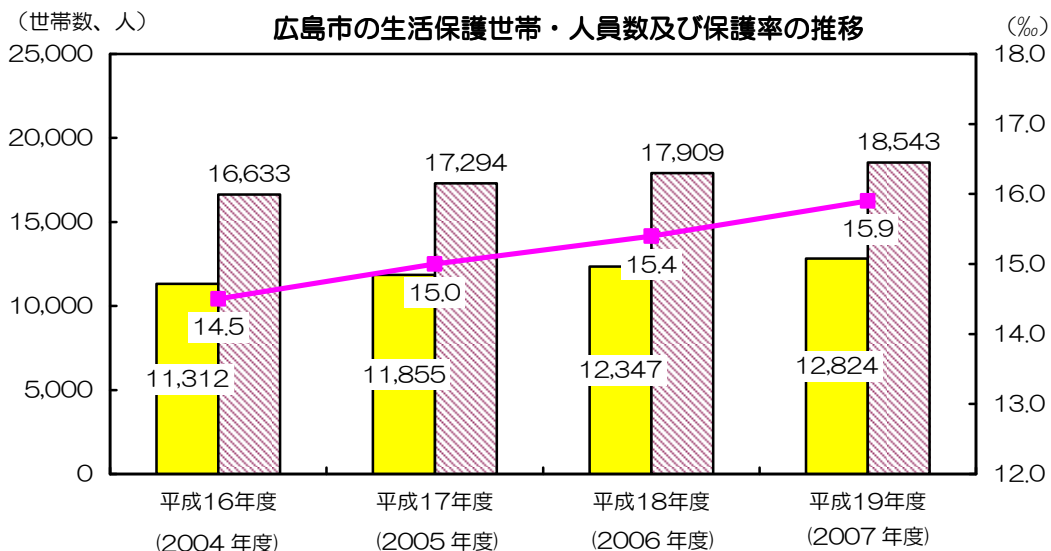
平成19年(2007年)の男女別・年代別の自殺者数は、下図のとおり、50歳代の男性が43人で最も多く、次に30歳代の男性が41人、40歳代の男性が30人となっています。また、自殺死亡率(人口10万人当たりの自殺者数)では、50歳代の男性が54.3と最も高く、次に30歳代の男性が43.6、40歳代の男性が41.4となっています。一方、女性は、自殺者数では、70歳以上が19人で最も多く、自殺死亡率では、60歳代が22.2と最も高くなっています。

図 男女別・年代別の自殺者数と自殺死亡率(平成19年(2007年))



(12) 生活困窮者の状況

広島市の生活保護の状況は、世帯数、人員数、及び保護率ともに増加傾向にあります。

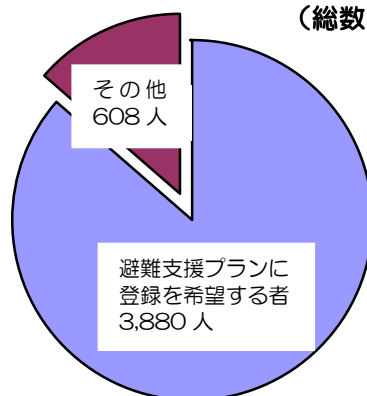


(13) 災害時要援護者の実態

災害時要援護者実態調査の結果、平成 20 年度(2008 年度)末時点で、災害時に自力で避難することが困難な者(一人暮らしの高齢者、障害者等)は 4,488 人でした。その内、避難支援プランに登録を希望する者は、3,880 人でした。

災害時に自力で避難することが困難な者

(総数：4,488 人)



[平成 20 年度(2008 年度)末時点]

2 国施策等の動向

(1) 近年の福祉制度

ア 高齢者福祉

平成 17 年(2005 年)に行われた介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)の改正により、高齢者が介護を必要とする状態となっても、できる限り住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、小規模多機能型居宅介護、夜間対応型訪問介護などの「地域密着型サービス」が創設されるとともに、地域包括ケア体制を支える地域の中核機関として、①総合相談支援、②虐待の早期発見・防止など権利擁護、③包括的・継続的ケアマネジメント支援、④介護予防ケアマネジメント、の四つの機能を担う「地域包括支援センター」の設置を、新たに進めることとされました。

また、高齢者の尊厳を保持し、虐待を防止するため、平成 18 年(2006 年)4 月、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成 17 年法律第 124 号)が施行されました。

イ 障害者福祉

平成 17 年(2005 年)に障害者自立支援法(平成 17 年法律第 123 号)が制定されました。

これにより、身体障害、知的障害、精神障害といった障害の種別にかかわらず、一元的に福祉サービスを利用できる仕組みが構築され、市町村が主体性を発揮して、地域のニーズに応じて総合的かつ計画的にサービスを提供する体制が整えられました。

また、同法では、「障害があっても普通に暮らせる地域づくり」を目指し、入所施設からグループホーム等地域生活への移行や一般就労への移行を進めていくとともに、都道府県や市町村において、福祉、保健・医療、教育、労働など地域の関係者から構成される「自立支援協議会」を設置するなど、障害者の相談支援の体制整備も図られることとなりました。

ウ 児童福祉

平成 17 年(2005 年)に、子育てに関する情報提供や助言を行う子育て支援事業が児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号) 上位置付けられ、市町村の実施努力義務が規定されました。さらに、平成 20 年(2008 年)の児童福祉法の一部改正により、乳児全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業等の子育て支援事業が法律上位置づけられました。

児童虐待防止対策については、平成 16 年(2004 年)の児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律(平成 12 年法律第 82 号)の改正により、児童虐待の通告先等としての市町村の役割が明確化されたほか、地方公共団体において、虐待を受けている児童を始めとする要保護児童の早期発見や、関係機関がその児童等に関する情報や考え方を共有して適切な保護を図るため、関係機関、関係団体および児童の福祉に従事する者等を構成員とする「要保護児童対策協議会(子どもを守る地域ネットワーク)」が設置できるようになりました。

また、平成 17 年(2005 年)の法改正により、協議会設置は努力義務とされ、市においては平成 20 年(2008)年 7 月、「広島市要保護児童対策地域協議会」を設置しています。

エ 在宅医療の推進

平成 18 年(2006 年)に医療制度改革が行われ、脳卒中対策などの事業ごとに、急性期から回復期、療養、介護等に関係する各機関による具体的な連携体制を形成し、状態や時期に応じた、切れ目のない適切な医療が受けられるようにするとともに、病院から在宅への復帰が円滑にできるよう、退院時における主治医やケアマネジャーとの連携を図り、看取りまで含めた在宅医療の支援体制を構築することとされています。

(2) バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

平成 17 年(2005 年)7 月、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を踏まえた国土交通行政を推進するため、「ユニバーサルデザイン政策大綱」が策定されました。

また、平成 18 年(2006 年)12 月、建築物や公共施設のバリアフリー化に関する「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(平成 6 年法律第 44 号)」と、公共交通機関のバリアフリー化に関する「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(平成 12 年法律第 68 号)」を統合・拡充した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成 18 年法律第 91 号)」が施行され、対象者の明確化(※)や、面的なバリアフリーを促進するための仕組みの整備などが図られました。

さらに、平成 20 年(2008 年)3 月には、バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進に関する政府の基本的な方針として、「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱」が決定され、①生活者・利用者の視点に立った施策の展開、②ハード・ソフトからハードへ、③「点」・「線」から「面」の整備へ、④社会全体による取組の推進という取組方針に基づき、関係府省が一体となって施策を一層推進していくことが示されました。

※ 身体障害者だけでなく、知的・精神・発達障害者を含むすべての障害者が対象となることが明確に示されました。また、日常生活や社会生活に身体の機能上の制限を受ける高齢者や妊産婦等も対象に含むこととされています。

(5) 健康づくり

疾病全体に占めるがん、虚血性心疾患、脳血管疾患、糖尿病等の生活習慣病の割合が増加し、これらの生活習慣病の医療費が国民医療費の約3割となる中、平成12年度(2000年度)に、すべての国民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会とするため、平成22年度(2010年度)を目標年次とした新たな国民健康づくり運動として「健康日本21」が策定されました。

また、急速な高齢化や疾病構造の変化に伴い、国民の健康の増進の重要性が増大していることから、平成15年(2003年)5月に健康増進法(平成14年法律第103号)が施行されました。また、国民の健康寿命の延伸をめざして、「健康フロンティア戦略」及びこれに続く「新健康フロンティア戦略」で各種の施策を展開することとされています。

一方、自殺対策については、「健康日本21」において、心の健康づくり対策の一環として位置付けられていましたが、その後、自殺の背景には様々な社会的要因が複雑に関係していることを踏まえ、自殺対策について、これまでの心の健康づくりを中心とした対策だけでなく、関係者が相互の密接な連携の下に総合的な自殺対策を推進し、自殺の防止を図ることを目的として、平成18年(2006年)6月に自殺対策基本法(平成18年法律第85号)が制定され、同年10月に施行されました。さらに、平成19年(2007年)6月には、政府が推進すべき自殺対策の指針として、「自殺総合対策大綱」が閣議決定されました。

(6) 男女共同参画の推進

平成17年(2005年)12月に、国の男女共同参画基本計画の改定が行われ、重点事項として、①平成32年(2020年)までに、指導的地位に女性が占める割合が少なくとも30%以上になるよう期待し、各分野の取組を推進すること、②女性のチャレンジ支援策をさらに推進することなど、10項目が掲げられました。

平成17年(2005年)4月から、平成15年(2003年)7月に成立した次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)が全面施行されました。これに基づき、301人以上の労働者を雇用する事業主は、労働者が仕事と子育てを両立するための「一般事業主行動計画」を策定することが義務づけられました。

平成18年(2006年)6月に改正された雇用の分野における男女の均等の機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)が平成19年(2007年)4月から施行され、性別による差別禁止の範囲が拡大されるとともに、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いが禁止されるなど、雇用環境の整備が一層整いました。

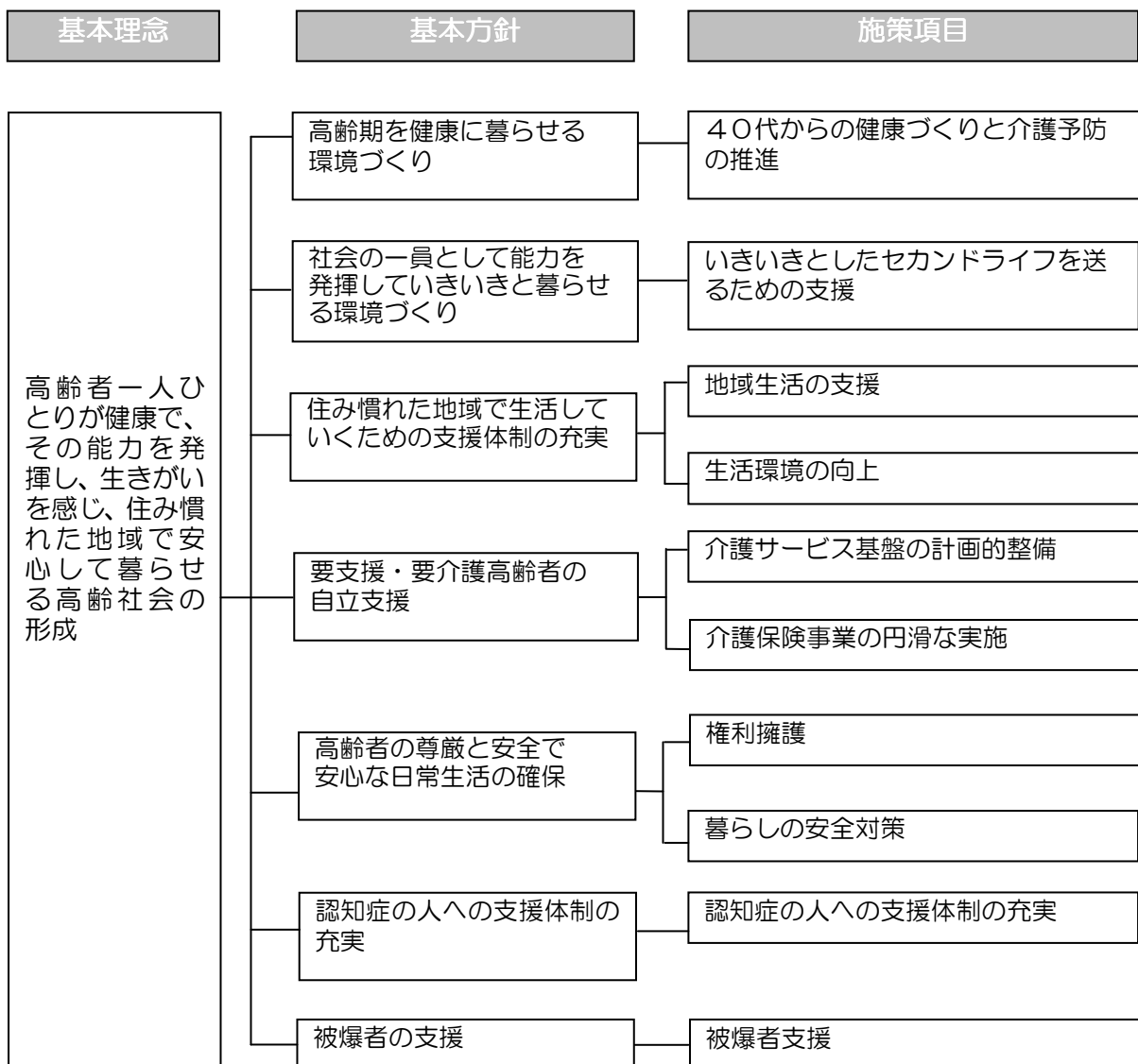
平成19年(2007年)7月に改正された配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号)が平成20年(2008年)1月から施行され、保護命令制度が一層拡充されるなど、被害者への支援の充実が図られました。

3 地域に関わる分野別の行政施策方針

分野別の行政施策(福祉分野の個別計画の施策体系等)

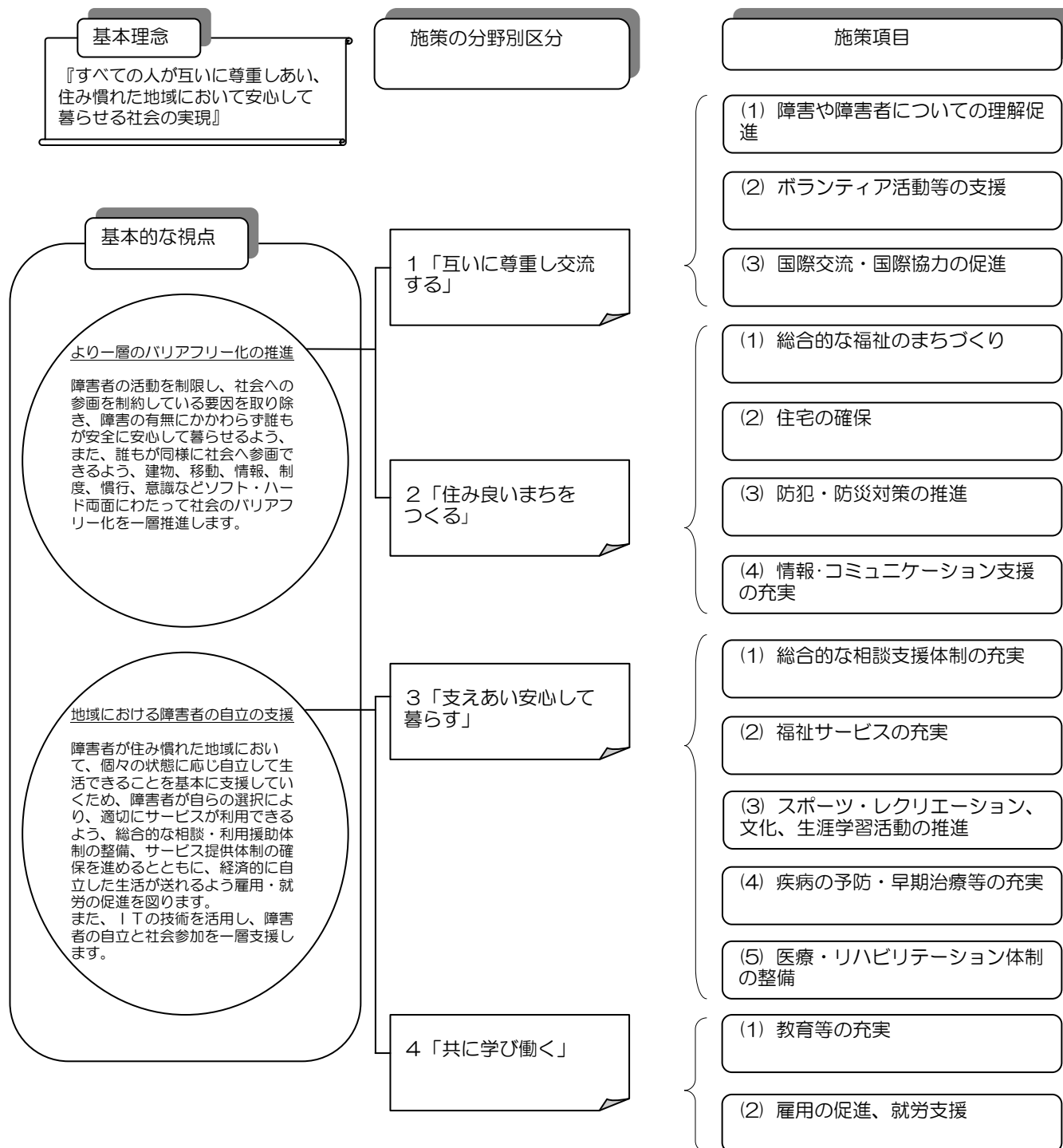
(1) 高齢者施策(広島市高齢者施策推進プラン、平成21年(2009年)2月策定)

- 高齢者一人ひとりが健康で、すべての市民と協働しながらその持てる能力を発揮し、生きがいを感じることができる、豊かで希望に満ちた社会の形成
- 高齢者一人ひとりが尊厳を保ち、住み慣れた地域で安心して暮らせる社会の形成
を目的し、基本理念を「高齢者一人ひとりが健康で、その能力を発揮し、生きがいを感じ、住み慣れた地域で安心して暮らせる高齢社会の形成」としています。



(2) 障害者施策(広島市新障害者基本計画、平成19年(2007年)6月策定)

障害のある人もない人も、住み慣れた地域において共に暮らし、より豊かで質の高い生活を送るため、すべての人が互いに尊重しあい、主体性・自立性を持って社会に参画するという考え方に基づき、障害者が社会の建設的な構成員として、自己選択と自己決定のもとに社会のあらゆる活動に自由に参画し、すべての人が互いに尊重しあい支えあいながら、活力ある地域社会を築いていきます。



(3) こども施策(広島市新児童育成計画、平成 17 年(2005 年)3 月策定)

少子・高齢化や核家族化の一層の進行、情報化の進展、価値観の多様化など、子どもや家庭を取り巻く環境が大きく変化する中で、家庭や地域における子育て力がますます重要になっています。

このため、子どもたちが社会の変化の中で、子どもたち自身が持っている育つ力を伸ばし、主体的に生きていくことができるよう、子どもの様々な資質や能力の育成とともに、子どもが笑顔で、大人と地域の中で、多様な体験・交流・ふれあいができるまちづくりに向け、子育てを地域全体で支援する社会づくりを進めます。



(4) 健康づくり施策(広島市健康づくり計画「元気じゃけんひろしま 21」、平成 14 年(2002 年)3 月策定、平成 19 年(2007 年)12 月中間見直し)

広島市健康づくり計画は、「健やかで文化的に暮らせる都市広島」の実現に向けて、市民一人ひとりが健康で生き生きと生活できる社会の形成を目指す計画です。

・基本理念

生活習慣を見直すことで、疾病を予防することを重視し、「市民一人ひとりが健康で生き生きと生活できる」ために「個人の力と社会力を合せて」いくことを目指します。

・目標

壮年期死亡の減少、健康寿命の延伸と生活の質の向上を図ることをねらいとしています。

・推進体制

市民、民間事業者、地域、ボランティア、NPO、大学等研究機関、学校、行政等が、お互いに連携した取組を行います。

・平成 20 年度(2008 年度)～平成 24 年度(2012 年度) 重点取組

- ①子どもの頃から、食生活の正しい理解と望ましい食習慣が身につくよう「食育の推進」に取り組む。
- ②高齢化が一層進展する中で、中高年の運動習慣づくりに取り組む。
- ③こころの健康づくりには様々な要因が複雑に関連していることから、関係機関や関係団体が連携して取り組む。
- ④未成年者に対する禁酒・禁煙、及び若い世代や妊産婦の禁煙支援に取り組む。
- ⑤生活習慣病予防のため、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の予防に取り組む。
- ⑥歯と口の健康やがん予防に取り組む。

(5) うつ病・自殺対策(広島市うつ病・自殺対策推進計画、平成 20 年(2008 年)6 月策定)

広島市うつ病・自殺対策推進計画は、基本理念として「かけがえのない命を支えあい、生きる喜びを分かち合えるまち「ひろしま」」を掲げています。「市民一人一人の気づきと見守りを促す」「早期対応の中心的役割を果たす人材を養成する」「心の健康づくりを進める」「適切な精神科医療等を受けられるようにする」「社会的な取組で自殺を防ぐ」「自殺未遂者の自殺を防ぐ」「遺された人の苦痛を和らげる」「民間団体等との連携を強化する」という 8 つの施策を総合的・計画的に推進し、市民が生きる喜びを共有できる社会の実現を目指します。

(6) その他の施策

ア 男女共同参画施策(広島市男女共同参画基本計画、平成 15 年(2003 年)6 月第 1 期計画策定、平成 20 年(2008 年)3 月第 2 期計画策定)

平成 15 年度(2003 年度)に策定した第 1 期計画と同様に、広島市男女共同参画推進条例で規定した 6 つの基本理念に基づき、男女の人権が尊重され、男女が対等なパートナーとして責任を分かち合い、個性や能力を十分に発揮できる男女共同参画社会—豊かで生き生きとした広島—の実現を目標とし、この目標の達成に向け、8 つの施策の柱を基に 26 の施策の方向性を掲げています。

イ 安全・安心なまちづくり施策(広島市安全なまちづくりの推進に関する基本計画、平成 18 年(2006 年)12 月策定)

安全なまちづくりの推進に関する基本計画は、基本理念として「自分たちのまちは、自分たちで創り、守る。」を掲げています。この計画を指針として、市民、事業者及び行政がそれぞれの役割を担い、協働して総合的な施策に取り組むことで生み出される、犯罪抑止のための相乗効果により、安全・安心な地域社会を実現しようとするものです。

ウ 情報化施策(e-市役所推進計画、平成 13 年(2001 年)4 月策定)

「広島市情報化基本計画」において、広島市の情報化のあり方を示す理念としている「人との関わり」を基本として、情報化がもたらす将来の社会を見通し、「e-市役所」の実現に取り組みます。

エ 環境施策(広島市環境基本計画、平成 11 年(1999 年)3 月策定、平成 19 年(2007 年)6 月改定計画策定)

広島市環境基本計画は、基本理念として「ひとにやさしい環境をまもり、つくる都市」を掲げています。環境問題の解決には、一人ひとりの市民、家庭、学校、地域社会、事業者、民間団体などのあらゆる主体が、自らの問題として捉え、各主体それぞれが、環境問題に取り組むことが必要です。

市民・事業者・行政が共に参加し、自主的かつ積極的に自らの役割を果たすことができる仕組みづくりを進め、環境を保全し、より良い環境づくりに取り組むものです。

4 地域から見る各種行政施策

ここでは、福祉分野の個別計画やその他の計画の施策を地域福祉に関連する6つの項目に分類し、広島市がどのような施策を展開しているかを整理しました。

(1) 住民主体の取組と行政との協働

地域の生活課題について、住民が住民主体の活動や行政等との協働により主体的に解決に取り組むため、課題を見つけ解決方法を話し合うきっかけづくりから、地域活動を行うための場の支援などを行っています。

また、地域の生活課題に対応する行政各部署が一体となって取り組んでいます。

【広島市高齢者施策推進プラン】

- 健康づくりのための環境整備
- ※高齢者地域見守り体制の整備
- ※地域福祉計画の推進、災害時要援護者避難支援の取組の推進

【広島市新障害者基本計画】

- ※地域住民と精神障害者との交流会等の開催
- ※協働によるまちづくりの推進
- ※市民活動拠点提供事業
- ※公益信託まちづくり活動支援資金（ふむふむ）による助成事業
- ※障害者団体やグループ等による自主的な取組への支援の検討
- 福祉のまちづくりに関する要望等を施策に随時反映できる仕組みづくり
- 総合的な福祉のまちづくりに関する仕組みづくり
- 交通バリアフリー基本構想の作成
- ※安全なまちづくり推進事業
- ※災害時要援護者避難支援対策
- ※自主防災組織の育成指導
- ※相互応援体制の確立
- ※地域自立支援協議会の設置・運営
- ※各種相談員の設置（身体・知的障害者、精神保健福祉、ろうあ者専門、手話）
- ※民生委員・児童委員による相談・援助等
- ※「子育て親子の交流の場」における支援（保健センター）
- ※ふれ愛プラザの運営補助
- ※広島市就労支援センター事業
- ※広島市ユニバーサルデザイン協議会

【広島市新児童育成計画】

- ※学校・家庭・地域の連携による教育の推進
- ※いじめ・不登校等に係る家庭・学校・地域の連携強化
- ※子育て相談・支援体制の整備
- ※児童虐待に関する相談支援体制の充実
- ※子育てサポートネットワークづくり
- ※地域組織活動の充実
- ※児童の安全を守る活動の支援

【元気じゃけんひろしま21】

- ※健康に関する関係機関、団体に対する働きかけと連携

【広島市安全なまちづくりの推進に関する基本計画】

- ※青少年総合相談センター、暴走族加入防止・離脱相談センター運営など青少年を対象とした防犯相談体制の充実
- ※女性・高齢者・障害者などを対象とした防犯相談体制の構築
- ※学校、警察等関係機関との連携・強化

※印は、他の項目にも掲載している施策

(2) 地域における包括的な支援を行うシステムの整備

人にやさしい市民意識の醸成や公共施設等のバリアフリー化など生活環境の向上を図るとともに、地縁型組織やNPO、福祉関係団体、医療機関、事業者、行政などが相互に連携し、地域全体で支援を必要とする人を支え合う体制の整備・充実に努めています。

【広島市高齢者施策推進プラン】

- 地域包括支援センターの適切な運営
- ※高齢者地域見守り体制の整備
- ※地域福祉計画の推進、災害時要援護者避難支援の取組の推進
- 地域包括支援センターにおける相談
- 保健・医療・福祉総合相談窓口の運営
- 民生委員による相談援助
- 総合相談援助事業（社会福祉協議会）
- 福祉のまちづくりの啓発、推進体制の整備
- 公共施設のバリアフリー化
- 民間建築物のバリアフリー化
- 公共交通機関のバリアフリー化
- 生活交通の確保

【広島市新障害者基本計画】

- ※協働によるまちづくりの推進
- ※市民活動拠点提供事業
- ※公益信託まちづくり活動支援資金（ふむふむ）による助成事業
- ※障害者団体やグループ等による自主的な取組への支援の検討
- ※地域自立支援協議会の設置・運営
- ※各種相談員の設置（身体・知的障害者、精神保健福祉、ろうあ者専門、手話）
- ※民生委員・児童委員による相談・援助等
- ※各種健康教室の開催
- ※こころの健康づくりの推進
- ※うつ病・自殺対策の推進
- ※妊婦、乳幼児健康診査

【広島市新児童育成計画】

- 幼稚園・保育園・小学校の連携
- ※学校・家庭・地域の連携による教育の推進
- ※いじめ・不登校等に係る家庭・学校・地域の連携強化
- ※子育て相談・支援体制の整備
- ※児童虐待に関する相談支援体制の充実
- ※障害のある子どもへの支援
- ※子育てバリアフリー化の推進
- ※子どもの権利の啓発
- ※子育て支援意識の啓発
- ※男女共同参画に関する学習、広報・啓発活動の推進

【広島市うつ病・自殺対策推進計画】

- ※社会福祉法人広島いのちの電話相談員継続研修事業補助
- ※ひろしまチャイルドラインフリーダイヤル「その思い、きかせて！」の電話相談事業に対する補助

【広島市安全なまちづくりの推進に関する基本計画】

- ※青少年総合相談センター、暴走族加入防止・離脱相談センター運営など青少年を対象とした防犯相談体制の充実
- ※女性・高齢者・障害者などを対象とした防犯相談体制の構築
- ※学校、警察等関係機関との連携・強化
- ※市営住宅等の入居抽選時の優遇措置など経済的支援
- ※医療サービスの提供による精神的・身体的被害及びその防止
- ※暴力団等からの被害者、DV被害者等の保護・支援のための相談体制及び情報提供の充実並びに民間支援団体の紹介
- ※広報・啓発などによる市民の理解及び配慮・協力の促進

※印は、他の項目にも掲載している施策

(3) 地域におけるさまざまなネットワークの構築

地域には町内会・自治会、地区社会福祉協議会、子ども会をはじめ様々な活動主体があります。また、特定の課題（テーマ）に着目して活動するNPOもあります。

地域の生活課題に適切に対応するため、行政や地域包括支援センターだけでなく、こうした活動主体が生活課題と地域活動を結びつけて課題解決に取り組むためのネットワークを構築し、その中で課題を解決する仕組みづくりを支援しています。

【広島市高齢者施策推進プラン】

- ふれあい・いきいきサロン設置推進事業（地区社会福祉協議会）
- 友愛訪問、ひとり暮らし老人等健康交流事業（老人クラブ）
- ※高齢者地域見守り体制の整備
- ※地域福祉計画の推進、災害時要援護者避難支援の取組の推進
- ※高齢者虐待防止ネットワーク事業
- （認知症の人への支援のための）地域連携体制の充実
- 徘徊高齢者家族支援
- （地域包括支援センターと）関係団体との連携強化

【広島市新障害者基本計画】

- ※協働によるまちづくりの推進
- ※市民活動拠点提供事業
- ※公益信託まちづくり活動支援資金（ふむふむ）による助成事業
- ※障害者団体やグループ等による自主的な取組への支援の検討
- ※安全なまちづくり推進事業
- ※災害時要援護者避難支援対策
- ※自主防災組織の育成指導
- ※相互心援体制の確立
- ※地域自立支援協議会の設置・運営
- ※各種相談員の設置（身体・知的障害者、精神保健福祉、ろうあ者専門、手話）
- ※民生委員・児童委員による相談・援助等
- ※「子育て親子の交流の場」における支援（保健センター）

【広島市新児童育成計画】

- 地域環境の点検、浄化活動の推進
- ※いじめ・不登校等に係る家庭・学校・地域の連携強化
- ※子育て相談・支援体制の整備
- ※児童虐待に関する相談支援体制の充実
- ※子育てサポートネットワークづくり
- ※地域組織活動の充実
- ※児童の安全を守る活動の支援

【広島市男女共同参画基本計画】

- ※ドメスティック・バイオレンスの防止対策
- ※ドメスティック・バイオレンスの被害者への支援
- ※性犯罪や売春などの根絶に向けた啓発
- ※女性に対する暴力のない安心して暮らせるまちづくり

【元気じゃけんひろしま21】

- 地域の健康づくり自主活動の支援を中心とした健康づくりの輪の拡大
- ※身近で健康づくりが実践できるように、施設・体制の整備

【広島市うつ病・自殺対策推進計画】

- ※相談の手引（相談機関や医療機関の情報集）の配付
- ※民間相談団体の活動紹介
- ※社会福祉法人広島いのちの電話相談員継続研修事業補助
- ※ひろしまチャイルドラインフリーダイヤル「その思い、きかせて！」の電話相談事業に対する補助

【広島市安全なまちづくりの推進に関する基本計画】

- ※青少年総合相談センター、暴走族加入防止・離脱相談センター運営など青少年を対象とした防犯相談体制の充実
- ※女性・高齢者・障害者などを対象とした防犯相談体制の構築
- ※学校、警察等関係機関との連携・強化
- ※落書き防止支援、NPO活動融資、市民活動保険など各種市民活動への支援
- ※青少年による自主防犯活動等の健全育成・支援、見守り活動参加者への表彰

【広島市環境基本計画】

- 市民・事業者の自主的な環境保全活動と連携の推進
- 民間団体の環境保全活動の促進
- 地域社会での協働による環境保全活動の促進

※印は、他の項目にも掲載している施策

(4) 権利と利益を守る仕組みの整備①

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力が十分でない人が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、権利と財産を保護するための成年後見制度の普及、利用促進を図るとともに、虐待の防止、早期発見・保護、養護者の支援を行います。

また、福祉サービス水準の維持・向上を図るとともに、相談・支援体制の整備、最適なサービス選択ができるよう情報提供体制の整備、サービス内容の公正な評価等を行う仕組みを整備しています。

【広島市高齢者施策推進プラン】

- ※高齢者地域見守り体制の整備
- ※地域福祉計画の推進、災害時要援護者避難支援の取組の推進
- ※福祉のまちづくりの啓発、推進体制の整備
- 成年後見制度利用支援事業
- ※高齢者虐待防止ネットワーク事業
- 虐待高齢者の緊急保護体制の整備
- 福祉サービス利用援助事業（社会福祉協議会）
- 要介護施設等における虐待の防止及び早期発見

【広島市新障害者基本計画】

- ※協働によるまちづくりの推進
- ※市民活動拠点提供事業
- ※障害者団体やグループ等による自主的な取組への支援の検討
- ※総合的な福祉のまちづくりに関する仕組みづくり
- ※福祉のまちづくり読本の配布
- ※広島市ユニバーサルデザイン協議会
- 障害者相談支援事業（権利擁護や虐待防止のための援助、調整等）
- 福祉サービス利用援助事業（「かけはし」）
- 地域の健康づくり推進員などの養成、研修
- 健康に関する関係機関、団体に対する働きかけと連携
- 身近で健康づくりが実践できるように、施設・体制の整備
- 健康に関する相談窓口、相談員の確保
- ※地域自立支援協議会の設置・運営
- ※各種相談員の設置（身体・知的障害者、精神保健福祉、ろうあ者専門、手話）
- ※民生委員・児童委員による相談・援助等

【広島市新児童育成計画】

- 安心して妊娠・出産・育児ができる医療体制
- 就学前教育・保育の質の充実
- 認可外保育施設の質の向上
- 児童館・留守家庭子ども会の充実
- 未成年者に飲酒・喫煙させない社会環境の整備
- 電子メディアと子どもたちとの健全な関係づくりの推進
- 児童虐待の予防・早期発見・早期対応
- 社会的養護の充実
- ひとり親家庭への子育て・生活支援の充実
- ひとり親家庭への経済的支援
- 母子家庭への就業支援の充実
- 仕事と育児を両立するための就労環境の整備
- 多様な就業ニーズを踏まえた就労支援
- 公共施設等の整備
- ※妊娠期からの健やかな成長支援
- ※障害のある子どもへの支援
- ※子どもの遊び環境の充実
- ※いじめ・不登校等に係る指導体制の確立、教育相談体制の充実、社会的自立や学校復帰の支援
- ※子育て相談・支援体制の整備
- ※児童虐待に関する相談支援体制の充実
- ※保育園整備
- ※幼稚園の預かり保育の推進
- ※多様な保育サービスの提供
- ※障害児保育の充実
- ※子育てバリアフリー化の推進
- ※児童の安全を守る活動の支援
- ※子どもの権利の啓発

※印は、他の項目にも掲載している施策

(4) 権利と利益を守る仕組みの整備②

【広島市うつ病・自殺対策推進計画】

- 自殺やうつ病等の精神疾患に関する正しい知識の普及啓発
- 自殺予防週間の推進
- 自殺予防に関するホームページの開設
- 精神保健福祉センターによる普及啓発
- ※相談の手引（相談機関や医療機関の情報集）の配付
- 自殺予防センター(仮称)の検討
- ※民間相談団体の活動紹介
- ※社会福祉法人広島いのちの電話相談員継続研修事業補助
- ※ひろしまチャイルドラインフリーダイヤル「その思い、きかせて！」の電話相談事業に対する補助

【広島市男女共同参画基本計画】

- 外国人市民が安心して暮らせるための支援
- ※ドメスティック・バイオレンスの防止対策
- ※ドメスティック・バイオレンスの被害者への支援
- ※性犯罪者や、売買春の根絶に向けた啓発
- ※女性に対する暴力のない安心して暮らせるまちづくり

【広島市安全なまちづくりの推進に関する基本計画】

- ※青少年総合相談センター、暴走族加入防止・離脱相談センター運営など青少年を対象とした防犯相談体制の充実
- ※女性・高齢者・障害者などを対象とした防犯相談体制の構築
- ※学校、警察等関係機関との連携・強化

※印は、他の項目にも掲載している施策

(5) 地域福祉活動への住民参加の促進①

地域住民は、地域におけるサービスの対象であると同時に、地域におけるサービスの担い手であり、住民が主体的に福祉活動、ボランティア活動などに取り組めるよう、学習や活動の場、情報の提供などの支援を行っています。

【広島市高齢者施策推進プラン】

- 生涯学習、文化・スポーツ活動の振興
- ボランティア・市民活動等の支援
- 老人クラブへの支援
- 老人福祉センター等の設置・運営
- 出前講座による高齢者への理解の促進
- ※高齢者地域見守り体制の整備
- ※地域福祉計画の推進、災害時要援護者避難支援の取組の推進
- ※福祉のまちづくりの啓発、推進体制の整備
- 認知症の予防に関する健康教育
- 認知症に関する正しい知識の普及
- 若年性認知症の人やその家族の情報交換の場の運営支援

【広島市新障害者基本計画】

- 障害者週間(12月3日～9日)推進事業
- 学校や企業等における障害者による意識啓発推進活動
- 福祉教育推進事業(社会福祉協議会)
- 人権リーダー養成講座の実施
- 人権啓発フェスティバルの開催
- 文化、スポーツ等行事への障害者、障害者団体等の参加、住民との交流
- 障害者団体やグループ等による自主的な取組(交流の場づくり等)への支援
- 障害児こどもまつり開催事業補助
- フラワーフェスティバル「ふれあいの広場」の設置
- ※地域住民と精神障害者との交流会等の開催
- ※広島市ボランティア情報センター・区ボランティア情報センター(社会福祉協議会)
- ※心身障害者福祉センターにおけるボランティア養成講座の開催
- ※まちづくり市民交流プラザにおける活動支援(ひと・まちネットワーク)
- ※市民活動支援総合システム(「a-ネット」)による情報提供
- ※市民活動保険制度
- ※協働によるまちづくりの推進
- ※市民活動拠点提供事業
- ※公益信託まちづくり活動支援資金(ふむふむ)による助成事業
- ※障害者団体やグループ等による自主的な取組への支援の検討
- ※安全なまちづくり推進事業
- ※災害時要援護者避難支援対策
- ※自主防災組織の育成指導
- ※相互応援体制の確立
- ITボランティアの養成
- スポーツ・レクリエーション行事への参加促進
- 区民文化センターの行事
- 区民まつりへの参加促進
- 広響マーガレットコンサートの開催
- 身障害者福祉センター文化祭の開催
- 公民館グループへの支援
- 公民館学習会の開催
- ※各種健康教室の開催
- ※こころの健康づくりの推進
- ※うつ病・自殺対策の推進
- ※妊婦、乳幼児健康診査
- 休暇中の障害児地域活動支援事業
- 市立特別支援学校児童生徒の地域活動の推進事業
- ※障害者団体やグループ等による自主的な取組(障害児の放課後等における活動の場づくり)への支援
- ※ふれ愛プラザの運営補助
- ※広島市就労支援センター事業

※印は、他の項目にも掲載している施策

(5) 地域福祉活動への住民参加の促進②

【広島市新児童育成計画】

- ボランティア活動の促進
- ※学校・家庭・地域の連携による教育活動の推進
- ※いじめ・不登校等に係る家庭・学校・地域の連携強化
- ※子育てサポートネットワークづくり
- ※児童の安全を守る活動の支援
- ※子育て支援意識の啓発
- 男女共同参画に関する学習、広報、啓発活動の推進

【広島市男女共同参画基本計画】

- 地域における男女共同参画を推進する活動への支援
- 男性が地域活動に参画しやすい環境整備
- 地域活動で活躍する女性への支援
- 地域団体の方針決定過程への女性の参画の促進
- 男性の家庭生活への参画を促す取組

【広島市安全なまちづくりの推進に関する基本計画】

- 各種団体等を対象とした連絡会議や防犯講習会の開催
- 安全意識啓発マップづくり
- 「あいさつ運動」の推進
- 防犯組合連合会、暴力追放団体など自主防犯団体への補助・支援
- 自主防犯パトロール隊への資機材の提供、青色回転灯の貸与
- 「こむねっとひろしま(地域ポータルサイト)」の開設支援
- ※落書き防止支援、NPO 活動融資、市民活動保険など各種市民活動への支援
- ※青少年による自主防犯活動等の健全育成・支援、見守り活動参加者への表彰
- 街路灯、防犯灯の整備
- 公園・遊び場の点検・改修
- 安全点検マップの作成と通学路点検による地域等との情報の共有化
- 警察と連携した暴力団等排除活動の推進
- 市営住宅等の入居抽選時の優遇措置など経済的支援
- ※医療サービスの提供による精神的・身体的被害及びその防止
- ※暴力団等からの被害者、DV被害者等の保護・支援のための相談体制及び情報提供の充実並びに民間支援団体の紹介
- ※広報・啓発などによる市民の理解及び配慮・協力の促進

【e-市役所推進計画】

- 視覚障害者の ICT 利活用支援個別訪問ボランティア養成
- 既存施設を活用した視覚障害者向け情報提供支援
- 視聴覚障害者用コミュニケーション機器の貸し出し
- インターネットテレビ電話による手話相談体制の整備
- 地域ポータルサイトの開設支援

【広島市環境基本計画】

- 環境に配慮したライフスタイルへの転換の促進
- 環境教育・環境学習の場や機会の確保
- 環境学習のための環境情報の収集・提供
- 学校における環境教育・環境学習の推進
- 家庭や地域、職場における環境教育・環境学習の推進
- ライフスタイルの変革への取組
- 地域におけるごみ減量等のための活動の推進
- 家庭ごみのリサイクルの推進
- 環境教育・環境学習を支援する人材の育成・確保
- 森林づくりを支える人材の育成
- 多様な担い手や農村サポーターの育成
- 「きれいなひろしま・まちづくり推進事業」の展開
- 美しい道路空間の形成

※印は、他の項目にも掲載している施策

(6) 住み慣れた地域におけるサービスの提供

住み慣れた地域で必要なサービスが受けられ、できる限り自立した生活を送れるよう、地域密着型サービスなどの公的サービスの充実のほか、ボランティア、NPOなどサービスの担い手の確保、育成を行っています。

【広島市高齢者施策推進プラン】

- 特定高齢者介護予防事業
- 介護予防活動等普及啓発事業
- 地域介護予防推進事業
- いきいき活動支援訪問事業
- 地域密着型サービスの適正配置
- ※高齢者地域見守り体制の整備
- ※地域福祉計画の推進、災害時要介護者避難支援の取組の推進

【広島市新障害者基本計画】

- ※広島市ボランティア情報センター・区ボランティア情報センター(社会福祉協議会)
- ※心身障害者福祉センターにおけるボランティア養成講座の開催
- ※まちづくり市民交流プラザにおける活動支援(ひと・まちネットワーク)
- ※市民活動支援総合システム(「a-ネット」)による情報提供
- ※市民活動保険制度
- ※協働によるまちづくりの推進
- ※市民活動拠点提供事業
- ※公益信託まちづくり活動支援資金(いむいむ)による助成事業
- ※障害者団体やグループ等による自主的な取組への支援の検討
- ※地域自立支援協議会の設置・運営
- ※各種相談員の設置(身体・知的障害者、精神保健福祉、ろうあ者専門、手話)
- ※民生委員・児童委員による相談・援助等
- コミュニケーション支援事業

【広島市新児童育成計画】

- ※妊娠期からの健やかな成長支援
- ※子どもの遊び環境の充実
- ※子育て相談・支援体制の整備
- ※保育園の整備
- ※幼稚園の預かり保育の推進
- ※多様な保育サービスの提供
- ※障害児保育の充実

【元気じゃけんひろしま21】

- 地域の食生活改善推進員などの養成、研修
- 健康に関する関係機関、団体に対する働きかけと連携
- ※身近で健康づくりが実践できるように、施設・体制の整備
- 健康に関する相談窓口、相談員の確保

※印は、他の項目にも掲載している施策

5 地域福祉推進実践者へのアンケート結果

地域福祉の推進を目的とする地域レベルの計画策定の現状を把握するため、地区社会福祉協議会の「福祉のまちづくりプラン」を策定済みの地区から 16 地区及び策定中の地区から 8 地区、計 24 地区の協力を得て、計画策定にかかわった人に対するアンケート調査を行いました。また、そのうち 8 地区に対し、ヒアリング調査を行いました。

調査方法

アンケート調査

調査対象者	： 計画策定にかかわった人
調査数	： 414 名
調査方法	： 手渡し又は郵送による配布回収
調査期間	： 平成 20 年(2008 年)11 月 27 日(木)から 12 月 12 日(金)
調査票回収数	： 326 名 (回収率：78.7%)

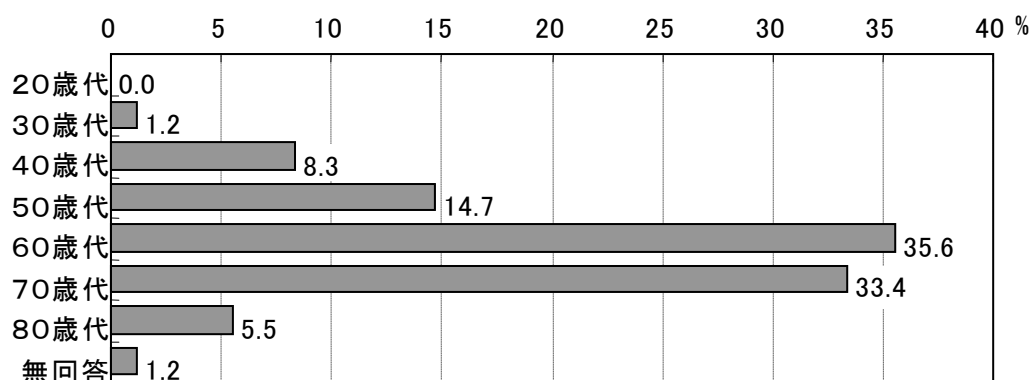
ヒアリング調査

調査対象者	： 計画策定にかかわった人
調査数	： 1 地区あたり 4~7 名
調査方法	： 調査員が指定場所に出向き聴き取り
調査期間	： 平成 20 年(2008 年)12 月 7 日(日)から 12 月 18 日(木)

(1) 福祉のまちづくりプランづくりにかかわった人について

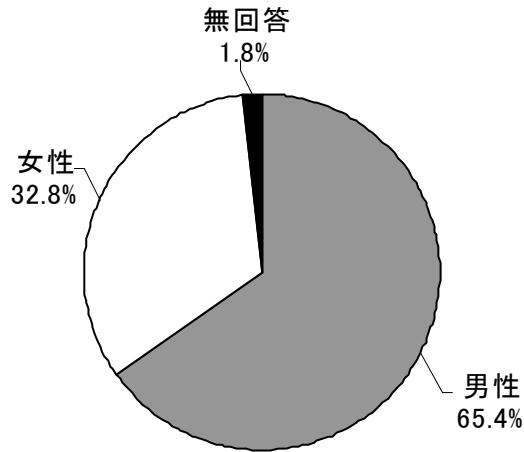
ア 年齢

「60 歳代」が 35.6%、「70 歳代」が 33.4%、「80 歳代」が 5.5%となっており、60 歳以上の方が 74.5%を占めています。ヒアリングの際には、若い人の参加を望む声がありました。



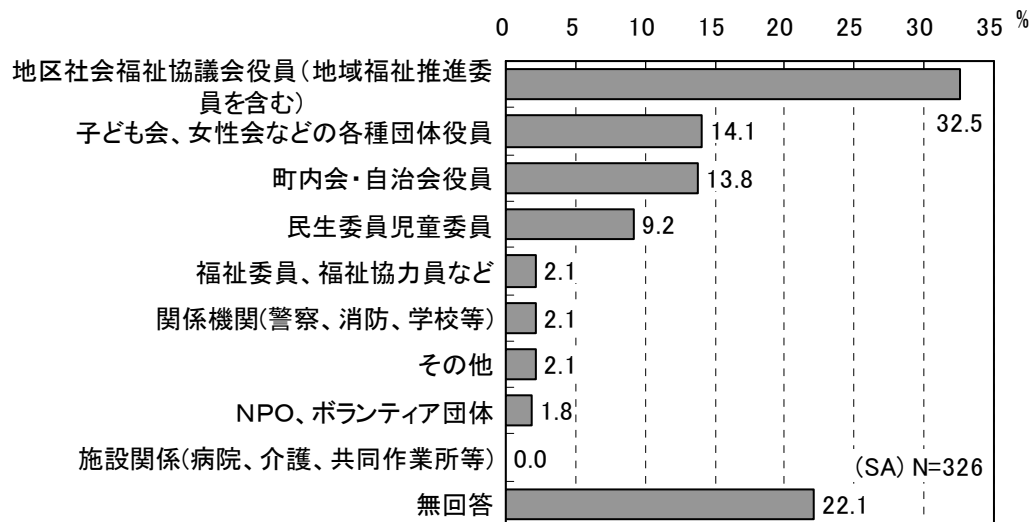
イ 性別

「男性」が 65.4%、「女性」が 32.8%となっており、「男性」が「女性」を 32.6ポイント上回っています。ヒアリングの際には、女性の存在が重要との声がありました。



ウ どのような立場で参加されたか

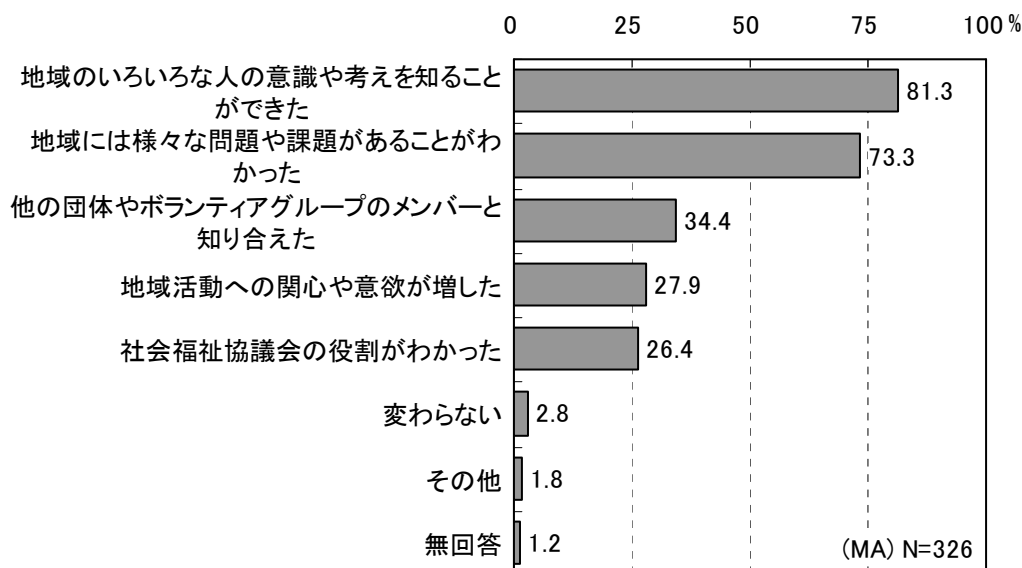
「地区社会福祉協議会役員（地域福祉推進委員を含む）」が 32.5%と最も高く、次いで、「子ども会、女性会などの各種団体役員」が 14.1%、「町内会・自治会役員」が 13.8%となっています。また、「NPO・ボランティア団体」は 1.8%となっています。



(2) 計画づくりについての感想等

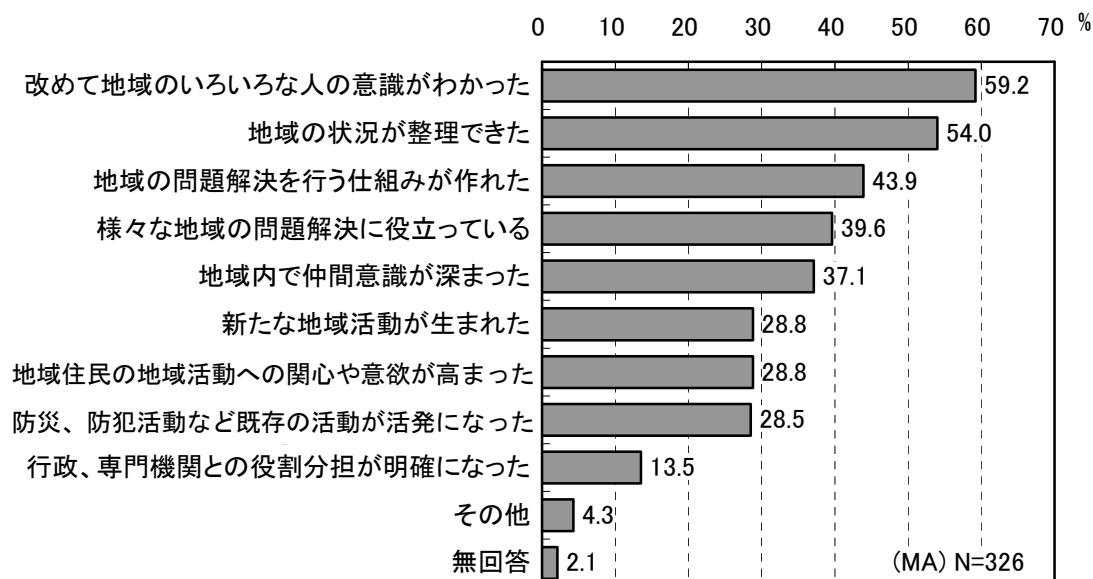
ア 参加してよかった点

「地域のいろいろな人の意識や考えを知ることができた」が81.3%と最も高く、次いで、「地域には様々な問題や課題があることがわかった」が73.3%、「他の団体やボランティアグループのメンバーと知り合えた」が34.4%となっています。



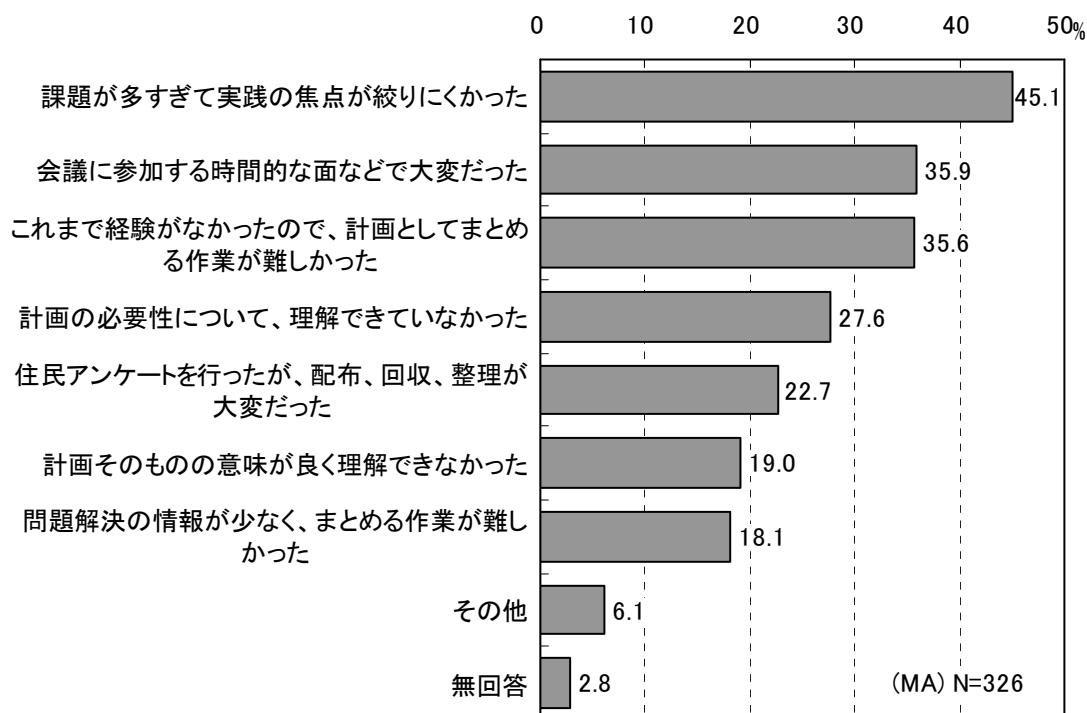
イ 計画を作ってよかったと思うこと

「改めて地域のいろいろな人の意識がわかった」が59.2%と最も高く、次いで、「地域の状況が整理できた」が54.0%、「様々な地域の問題解決に役立っている」が39.6%となっています。



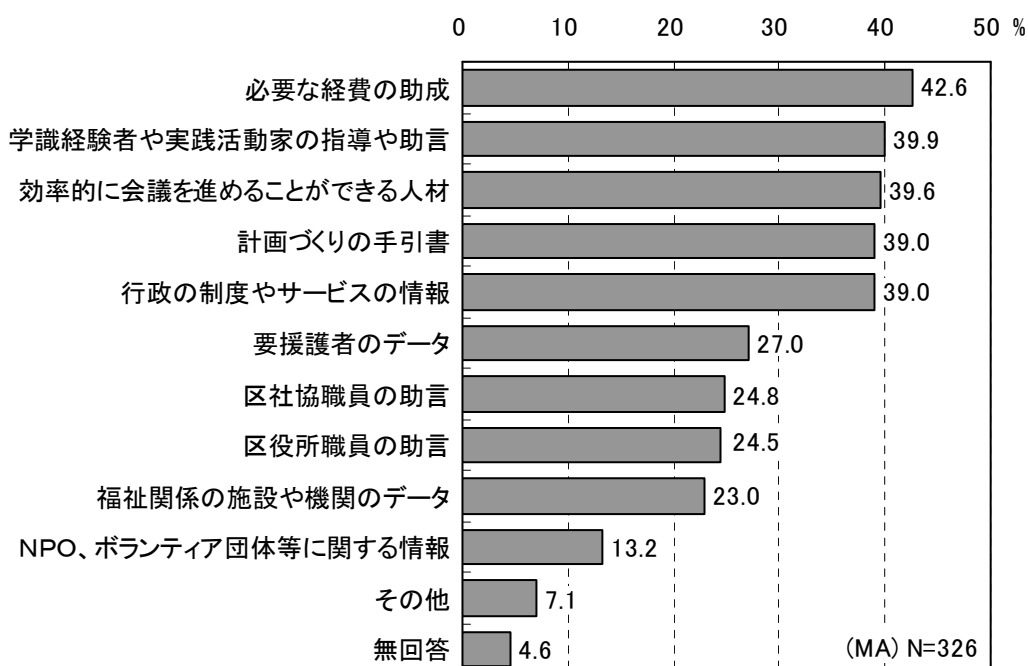
ウ 計画を作るにあたって難しかったこと

「課題が多すぎて実践の焦点が絞りにくかった」が45.1%と最も高く、次いで、「会議に参加する時間的な面などで大変だった」が35.9%、「これまで経験がなかったので、計画としてまとめる作業が難しかった」が35.6%となっています。



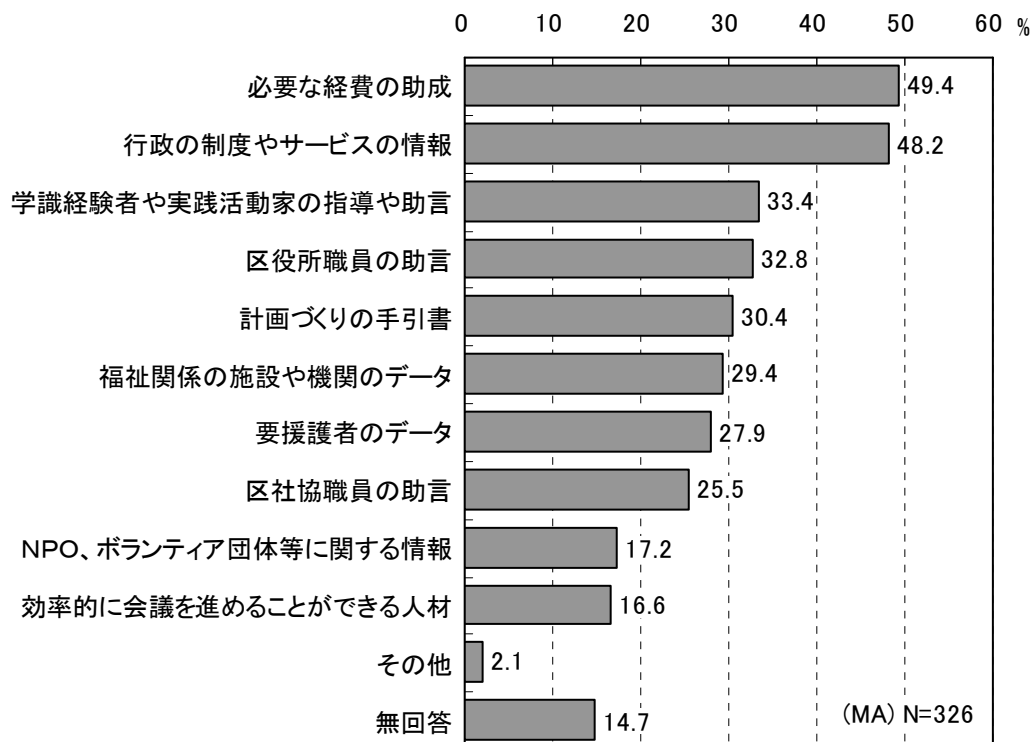
エ 計画を作る作業に際して、どんなことがあればよかったと思うか

「必要な経費の助成」が42.6%と最も高く、次いで、「学識経験者や実践活動家の指導や助言」が39.9%、「効率的に会議を進めることができる人材」が39.6%、「計画づくりの手引書」「行政の制度やサービスの情報」は共に39.0%となっています。



オ そのうち、行政の支援に期待するもの

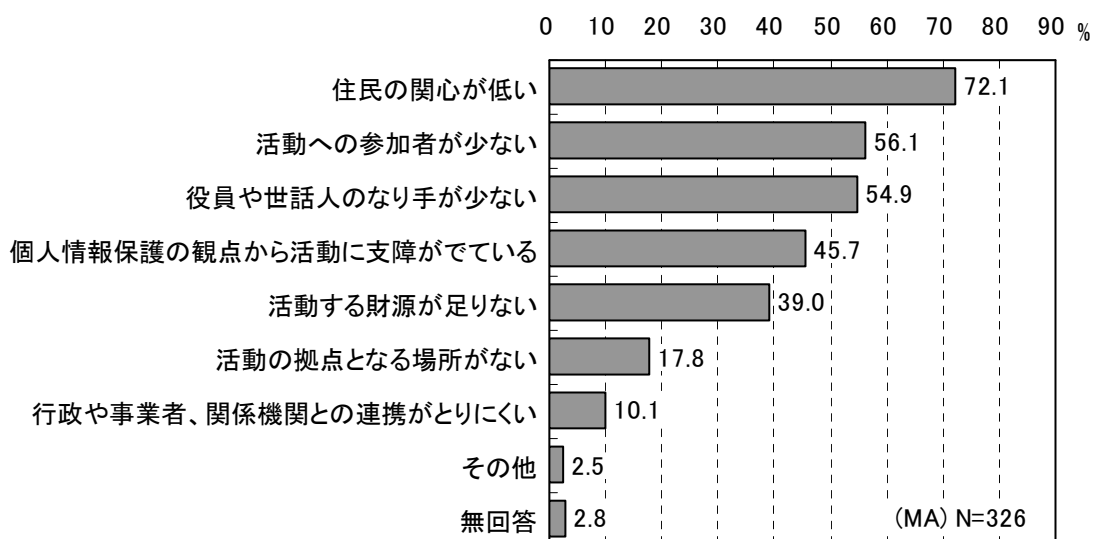
「必要な経費の助成」が 49.4%と最も高く、次いで、「行政の制度やサービスの情報」が 48.2%、「学識経験者や実践活動家の指導や助言」が 33.4%、「区役所職員の助言」が 32.8%となっています。



(3) 計画の実践にあたって

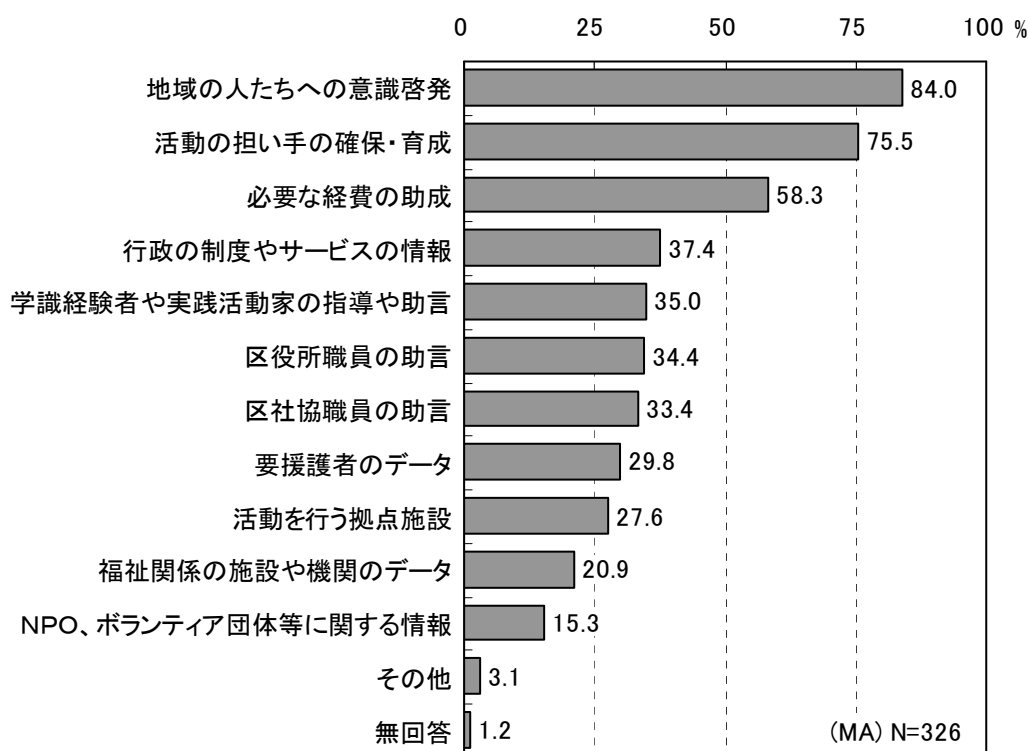
ア 計画を実践するにあたって困難な点

「住民の関心が低い」が 72.1%と最も高く、次いで、「活動への参加者が少ない」が 56.1%、「役員や世話人のなり手が少ない」が 54.9%となっています。



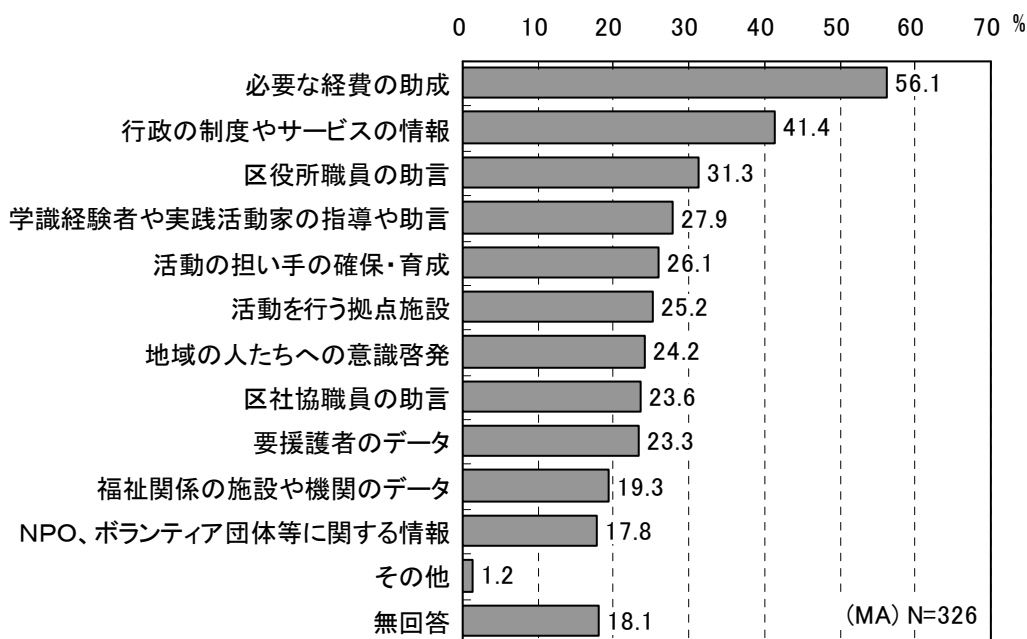
イ 計画の実践に必要なこと

「地域の人たちへの意識啓発」が84.0%と最も高く、次いで、「活動の担い手の確保・育成」が75.5%、「必要な経費の助成」が58.3%となっています。



ウ そのうち、行政の支援に期待するもの

「必要な経費の助成」が56.1%と最も高く、次いで、「行政の制度やサービスの情報」が41.4%、「区役所職員の助言」が31.3%となっています。



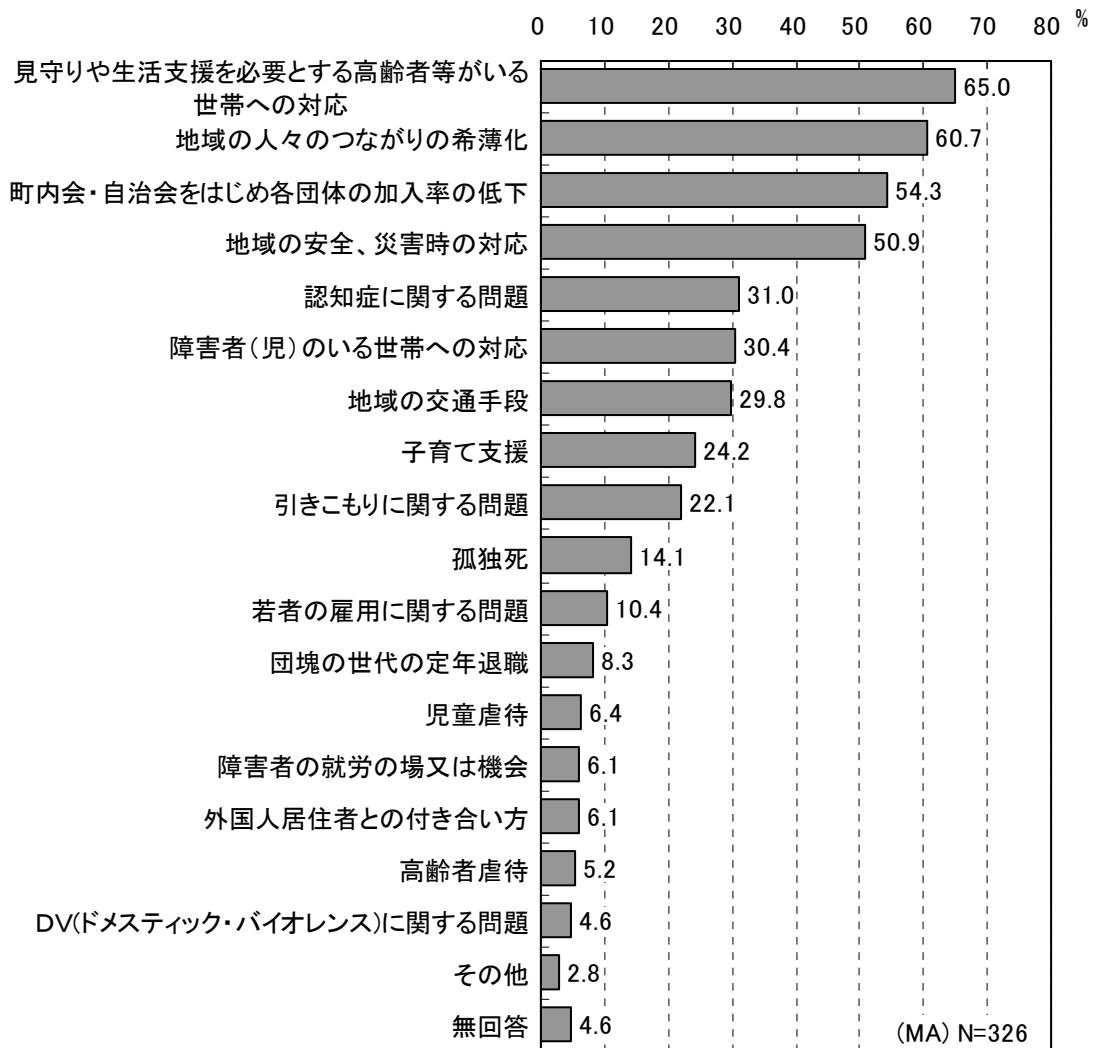
(4) 地域の生活課題の解決に向けた第一歩として、住民相互の対話の場、住民と行政の対話や協議の場(テーブル)が効果的となります。対話や協議の場(テーブル)づくりを進めるうえで、どんなことが必要ですか。

(自由意見)

「自由に発言し、実のある話し合いが出来る、気軽に集える場所作り」、「上手く意見を出せるように誘導するリーダー(司会者)」、「課題の明確化」、「役員相互の対話」などの意見が多く見られました。

(5) あなたの地域の中で気になっていること

「見守りや生活支援を必要とする高齢者等がいる世帯への対応」が65.0%と最も高く、次いで、「地域の人々のつながりの希薄化」が60.7%、「町内会・自治会をはじめ各団体の加入率の低下」が54.3%、「地域の安全、災害時の対応」が50.9%となっています。



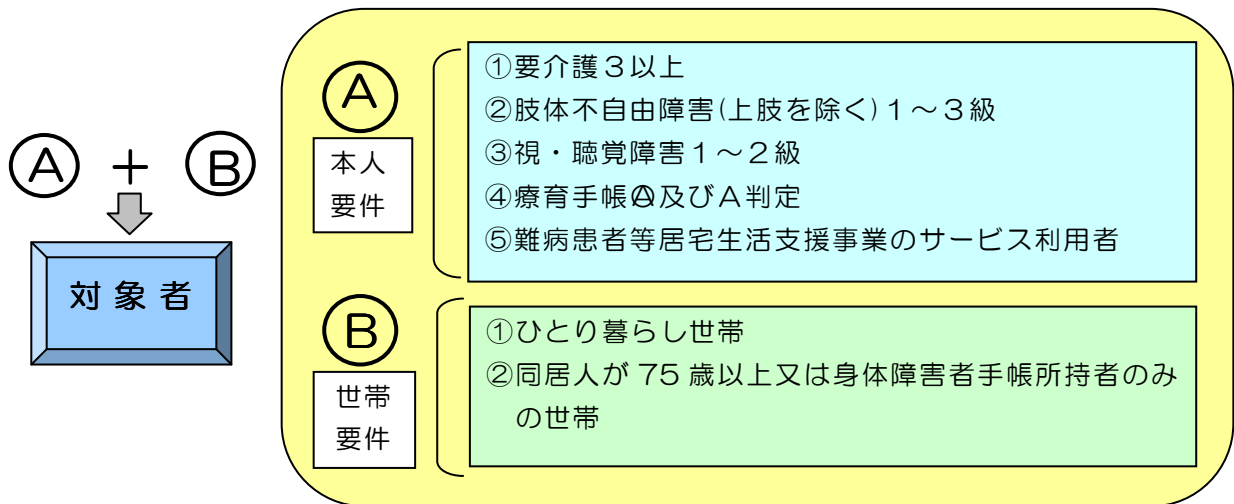
6 災害時要援護者避難支援事業

市は、災害時に自力での避難が困難な方々が、地域での支援を受けながら安全に避難するための「**災害時要援護者避難支援事業**」を進めています。

この事業は、災害時に避難支援が必要な要援護者の方々を事前に把握するとともに、要援護者一人一人について、避難場所、避難支援者、連絡体制などを整理した「避難支援プラン」を作成し、地域で助け合いながら避難するもので、各区において取り組んでいくものです。

(1) 対象者

次の**Ⓐ**本人要件のいずれかに該当し、さらに、**Ⓑ**世帯要件のいずれかにも該当する方で、避難支援を行うために必要な個人情報を地域の関係団体に提供することに同意していただける方



注意：上記以外の方であっても、実態を踏まえて対象者とするよう柔軟に対応します。

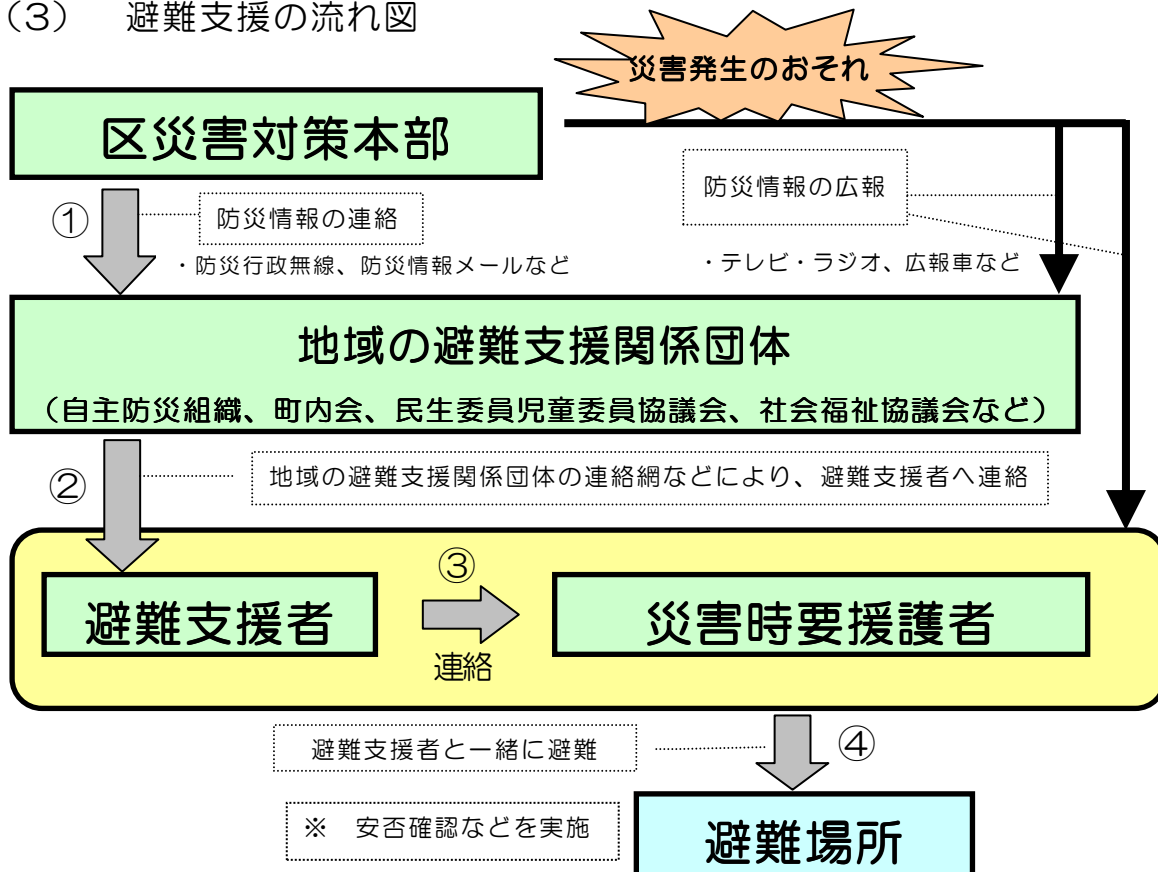
(2) 事業の内容

- ① 対象者一人一人について、避難場所、避難支援者、連絡体制などを整理した「避難支援プラン」の作成を推進します。
- ② 対象者の避難支援に関する情報は、市だけでなく、地域の避難支援関係団体(※)とも共有します。

※ 自主防災組織、町内会・自治会、民生委員・児童委員協議会、社会福祉協議会など

- ③ 災害が発生する恐れがある場合、避難支援者が市や地域の避難支援関係団体と協力しながら、対象者の避難支援を行います。

(3) 避難支援の流れ図



(4) お願い

① 災害時要援護者の皆さんへ

担当の民生委員が皆さんのお宅を訪問し、この事業の説明を行います。
この事業の趣旨をご理解いただくとともに、避難支援を行うために必要な個人情報を、地域の避難支援関係団体へ提供することに同意していただきますようお願いいたします。

② 地域の皆さんへ

この事業は、災害による犠牲者を一人も出さないために、地域で助け合いながら災害時要援護者の避難を支援する事業で、あくまでも皆さんの善意によるものであり、責任を伴うものではありません。

一人でも多くの方が避難支援者となっていただけますよう御協力をお願いします。

また、いざと言う時に地域の皆さんで助け合える関係を築いていくためには、日頃の声掛けや見守り活動が大切です。これらの活動にも積極的なご協力をお願いします。

登録番号	広G1-2009-028
名称	広島市地域福祉計画
主管課	広島市市民局市民活動推進課 〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 電話 082-504-2131
発行年月	平成21年(2009年)6月